

詳細調査報告書

【公表版】

2026 年 4 月 30 日

学校法人暁星学園

詳細調査委員会

※本公表版は、詳細調査委員会が作成提出した「詳細調査報告書」をベースに、学校法人暁星学園において匿名化等の修正を加えたものである。

2026 年 4 月 30 日

学校法人暁星学園 御中

学校法人暁星学園

詳細調査委員会

委員長 荒 井 勉

委 員 渡 邊 正 樹

委 員 関 根 久 美 子

委 員 大 寺 正 史

目 次

第1．本調査の概要.....	1
1 詳細調査委員会設置の経緯.....	1
2 暁星学園による基本調査（9月報告）の概要.....	2
3 当委員会の構成.....	2
4 当委員会の運営に係る方針及び準則.....	2
5 当委員会への委任事項.....	3
6 当委員会の調査期間.....	3
7 当委員会の調査方法.....	3
8 調査に関する留意事項.....	5
第2．本調査の結果.....	6
1 これまでのフランス語語学研修の実施状況.....	6
(1) 2014年以前のフランス語語学研修.....	6
(2) 2015年、2018年及び2019年のフランス語語学研修.....	7
(3) 2023年研修.....	10
ア 概要.....	10
イ C教諭及びD教諭からの引継ぎの有無.....	10
ウ 2023年研修の実施状況.....	11
エ 本件ビーチにおける海水浴の実施状況.....	11
(4) 過去のフランス語語学研修におけるトラブルやヒヤリハット.....	12
2 2023年研修以降、本件研修が開始されるまでの経緯.....	13
(1) 2024年のフランス語語学研修の実施の見送り.....	13
(2) 本件研修の企画.....	14
(3) 本件研修の実施の決定及び説明会の実施.....	14
(4) 2023年研修を踏まえた対応の検討.....	15
3 本件研修の初日から本件事故発生までの経緯.....	16
(1) 2025年7月19日～同月20日.....	16
ア 現地学校到着までの経過.....	16
イ 現地学校到着以降の経過.....	17
(2) 7月21日（本件事故の発生日）.....	18
ア 午前.....	18
イ 昼食及びカンヌ市街に行ってから現地学校に戻ってくるまでの経過.....	18
ウ 現地学校に戻ってきた後の行動.....	19

エ 本件ビーチにおける海水浴	19
(ア) 前提となる事実.....	19
i 自然条件.....	19
ii 周囲の環境.....	22
iii 本件ビーチにおいて過去に生じた水難事故.....	22
iv 被害生徒の健康状態.....	23
v 被害生徒の泳力	24
vi 被害生徒の交友関係.....	25
(イ) 本件ビーチへの移動と B 教諭の注意	26
(ウ) 海水浴の開始	26
i 海水浴の開始直後の状況.....	26
ii 浮き島を目指す生徒が現れたこと	27
iii 浮き島からの帰り及び生徒■の救助等	29
iv A 教諭ら 2 名の行動.....	30
(エ) 本件事故の発生.....	30
4 本件事故発生後の対応、経緯	32
(1) 7 月 21 日（フランス時間）	32
ア 17 時 45 分頃（フランス時間）／同月 22 日 0 時 45 分頃（日本時間）	32
(ア) 被害生徒について	32
(イ) 生徒■について.....	33
(ウ) 他の生徒について	33
イ 19 時頃以降（フランス時間）／同月 22 日 2 時（日本時間）以降.....	34
ウ 22 時 20 分（フランス時間）／同月 22 日 5 時 20 分（日本時間）	34
エ 23 時 23 分（フランス時間）／同月 22 日 6 時 23 分（日本時間）	34
オ 23 時 48 分（フランス時間）／同月 22 日 6 時 48 分（日本時間）	34
(2) 2025 年 7 月 22 日（フランス時間）以降.....	34
5 暁星高校における教育安全体制	34
(1) 暁星学園の組織体制	34
(2) 暁星中学高等学校における校務分掌状況	35
(3) 暁星高校における一般的な教育安全体制	36
ア 学校安全計画の策定状況.....	36
イ 危機管理マニュアルの策定状況.....	37
ウ 教職員に対する学校安全に関する校内研修の実施状況.....	38
エ 生徒に対する安全教育の実施状況.....	38
オ 学校の施設等に対する安全管理の実施状況	40
カ その他.....	41

第3. 本件事故の発生要因	41
1 当時の海の自然条件は遊泳するには危険性が高い状況にあったこと	41
2 引率教員の指導の問題性	42
(1) 引率教員が前記1の遊泳の危険性を認識していなかったため、遊泳の適否や遊泳範囲の制限等の判断を怠り、結果として浮き島へ行くかどうか等の判断を生徒自身に委ねることになったこと	42
(2) 引率教員が前記1の遊泳の危険性を認識していなかったため、生徒に対して海で遊泳する場合の危険性等について適切な説明や注意を伝えなかったこと	43
3 海での遊泳におけるグループ行動の限界と危険性	44
4 A教諭ら2名を含むフランス語科における危機管理意識の不十分性	45
5 暁星学園における危機管理意識・危機管理体制の不十分性	46
第4. 学校事故防止への提言	47
1 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・修正・運用	47
2 安全教育・安全管理を横断的かつ統一的に統括する部署の設置	48
3 校長や教頭を含む全教職員に対する危機管理研修の充実	48
4 ヒヤリハット事例等の全学的な引継ぎ・共有体制の構築	49
5 暁星学園全体における生徒に対する危険予測・回避のための必要十分な安全教育の実施	49
6 研修旅行・修学旅行等における事故防止対策	50
第5. 本調査に関する報告	51
1 学校関係者への報告	51
2 本報告書の公表及び国への報告	51
3 本報告書のウェブサイト掲載の有無	52
第6. 参考資料	52
別紙1 (本件研修に参加した生徒20名のリスト)	53
別紙2 (ヒアリング実施状況)	54
別紙3 (2025年7月22日(フランス時間)以降の経緯、対応)	55

第1. 本調査の概要

1 詳細調査委員会設置の経緯

学校法人暁星学園（以下「暁星学園」という。）が運営する暁星高等学校（以下「暁星高校」という。）は、2025年7月19日から同年8月7日までの間（いずれも日本時間）の予定で、高校1年生及び高校2年生の生徒20名（別紙1）を対象に、フランス語語学研修（以下「本件研修」という。）を実施した。当該生徒20名並びに本件研修の引率教員であった■■■■教諭（以下「A教諭」という。）及び■■■■教諭（以下「B教諭」といい、A教諭と併せて「A教諭ら2名」という。）は、2025年7月20日（フランス時間）以降、フランスのカヌヌ所在の学校である Collège International de Cannes（以下「現地学校」という。）及びそこに併設された学生寮に滞在して、本件研修に参加した。

翌日21日、A教諭ら2名及び生徒17名（残りの生徒3名は学生寮内で休憩していた。）は、17時10分頃（フランス時間）から現地学校付近のビーチである Plage du Midi（以下「本件ビーチ」という。）において海水浴をしたが、その際、高校1年生であった被害生徒（以下「被害生徒」という。）が17時30分頃（フランス時間）に溺れてしまい、17時45分頃（フランス時間）に心肺停止の状態で見つかる、という事故が生じた（以下「本件事故」という。）。被害生徒は、発見後速やかに、看護師を含む緊急救命チーム等からの心肺蘇生措置を受けた上で、ニース所在の Hopitaux x Pédiatrique de Nice CHU-LENVAL（以下「レンヴァル小児病院」という。）に救急搬送されて集中治療を受けたものの、同月28日3時38分（フランス時間）に死亡した。

暁星学園は、生徒やA教諭ら2名が帰国した後、本件事故に関し、B教諭が同月25日午後（フランス時間）に実施していた生徒へのヒアリング結果やA教諭ら2名へのヒアリング結果等を精査して、本件事故の原因や再発防止策を検証した。暁星学園は、被害生徒の保護者（以下「被害生徒保護者」という。）に対して当該検証の結果を報告することとし、同年9月12日付け「2025年7月 フランス語学研修中の海難事故についての報告」（以下「9月報告」という。）を作成した上で、同月13日にメールによりこれを送付した。

被害生徒保護者は同月21日、暁星高校を訪れて面談し、暁星学園及び暁星高校に対し、同日付け「詳細調査の要望書」を提示して、9月報告には満足しておらず、詳細調査を実施するよう要望した。また、被害生徒保護者は、その際併せて、詳細調査委員の選任に関しては中立的な立場の外部専門家（医師、弁護士、学識経験者等）から選定して被害生徒保護者の意見を反映することを求めると共に、詳細調査に当たっての要望事項を提示した。

暁星学園は、このような被害生徒保護者の要望を踏まえ、被害生徒保護者に対し、詳細調査を実施する旨を伝えると共に、詳細調査委員候補として、田辺総合法律事務所所属の荒井勉弁護士、関根久美子弁護士及び大寺正史弁護士の3名を提示したところ、被害生徒保護者から、詳細調査委員として当該3名を選任することについて承諾が得られた。

そこで、暁星学園は2025年11月5日、荒井勉弁護士を詳細調査委員会委員長、関根久美子弁護

士及び大寺正史弁護士を詳細調査委員とした詳細調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。その後、暁星学園は、当委員会からの要望（詳細調査委員として、安全教育学等の専門家である渡邊正樹東京学芸大学特任教授・名誉教授を追加で選任して欲しい旨の要望）を受け、同月 20 日、詳細調査委員として渡邊正樹東京学芸大学特任教授・名誉教授を追加で選任した。

2 暁星学園による基本調査（9 月報告）の概要

暁星学園は、基本調査として、本件事故の原因や再発防止策を検証しており、その調査方法及び結果は、9 月報告記載のとおりであった。

9 月報告においては、本件事故の原因としては、海水浴における事故発生の可能性等への学校全体の認識不足及び海水浴が引率教員の裁量により気軽に実施するレクリエーションの 1 つとして位置付けられており、その適切な管理ができていなかったことが挙げられた。また、再発防止策としては、教育活動全般への安全面の点検や本件事故に関する改めでの検証、海水浴を含む水泳等の活動に関する指針の作成、共有及び徹底等が挙げられた。

3 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

	氏 名	所属・職歴
委 員 長	荒 井 勉	田辺総合法律事務所 弁護士 (元福岡高等裁判所長官)
委 員	渡 邊 正 樹	国立大学法人東京学芸大学特任教授・名誉教授 (文部科学省 学校安全の推進に関する有識者会議 座長)
委 員	関 根 久 美 子	田辺総合法律事務所 弁護士 (元裁判官)
委 員	大 寺 正 史	田辺総合法律事務所 弁護士

4 当委員会の運営に係る方針及び準則

当委員会は、文部科学省策定の「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（以下「文科省指針」という。）の趣旨を最大限尊重して調査を行った。

また、委員長を含む各委員又は各委員の所属する法律事務所若しくは法人と暁星学園との間には、いずれも顧問契約その他の利害関係はない（田辺総合法律事務所には暁星高校を卒業した弁護士が 1 名在籍しているものの、本調査には関与しなかった。）。

5 当委員会への委任事項

当委員会への委任事項は、以下のとおりである。

- ① 本件事故の兆候（ヒヤリハットを含む。）なども含め、本件事故に関係のある事実を可能な限り明らかにすること
- ② 本件事故当時の過程（上記①で明らかになった事実の影響を含む。）を可能な限り明らかにすること
- ③ 上記①及び②を踏まえ、本件事故の原因等の今後の再発防止への課題を考え、暁星高校での事故防止の取組の在り方を見直すための施策を提言すること

なお、文科省指針 23 頁が「これらの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない」と言及しているとおり、当委員会への委任事項の中には、暁星学園を含む関係者の法的責任の追及を目的とした事項は含まれていない。

6 当委員会の調査期間

2025 年 11 月 5 日から 2026 年 4 月 20 日までである。

7 当委員会の調査方法

(1) 書面調査

当委員会は、以下の資料及び一般に入手可能な公開情報を収集し、必要と認める範囲でその内容を精査した。

- ① 当委員会の要請に基づき暁星学園及び被害生徒保護者から提供された各種資料（9 月報告及びその基礎となった資料、本件事故発生後の暁星学園内のやり取りが記載された Teams のチャットログ、本件事故発生後に A 教諭ら 2 名が作成したビーチでの行動等に係るメモ、暁星高校における危機管理状況に関する資料等を含む。）
- ② ヒアリング対象者から提供された資料

また、上記①の資料の 1 つとして、ニース所在のレンヴァル小児病院がフランス語で作成した、被害生徒の容態や所見等が記載された書面があった。当委員会は、株式会社翻訳センター（東京証券取引所スタンダード上場企業）に対し、当該書面の日本語への翻訳を依頼した上で、同社から日本語へ翻訳したもの（以下「本件診療情報提供書」という。）を受領し精査した。

さらに、当委員会は、暁星学園を通じて、本件研修を手配した旅行会社である株式会社 H¹（以

¹ 観光庁長官登録旅行業第 号

下「H 社」という。) 及び現地学校に対し、書面により本件事故発生時の気象条件や本件ビーチの水深等を照会した。H 社からは、2025 年 7 月 21 日 17 時～18 時当時（フランス時間）の平均気温や風速、最大瞬間風速に関する回答があった一方、本件ビーチの情報の詳細等については新聞情報を調査しカンヌにも照会したものの確認できなかった旨の回答があったにとどまった。また、現地学校からは、回答が一切得られなかった。

(2) ヒアリング

当委員会は、本件研修に参加した被害生徒を除く生徒 19 名中 17 名（残りの生徒 2 名からは協力が得られなかった。）、過去のフランス語語学研修を引率した■■■■教諭（以下「C 教諭」という。）及び■■■■教諭（以下「D 教諭」という。）、A 教諭ら 2 名、暁星高校の教頭である■■■■教諭（以下「F 教頭」という。）及び■■■■教諭（以下「G 教頭」という。）、校長である■■■■氏（以下「甲校長」という。）並びに被害生徒の父親である Y 氏の合計 25 名に対し、対面でヒアリングを実施した（別紙 2 参照）。

(3) デジタル・フォレンジック調査

本件事故発生後の暁星学園内のやり取りの全容については Teams のチャットログを確認することにより詳細を把握でき、また、Teams のチャットログに関して事実と反する記載が行われた事情や事後的に改竄された形跡も見受けられなかったことから、当委員会は、本件事故の調査にあたりデジタル・フォレンジック調査は必要ないと判断し、これを実施しなかった。

(4) 専門家への意見照会

本件事故が水難事故であることから、当委員会は、水難事故の専門家に本件事故の発生経緯を説明した上でその意見を聴取することが有用であると判断した。また、前記(1)の本件診療情報提供書には被害生徒の容態や所見が記載されているところ、医学の専門家である医師に本件事故の発生経緯を踏まえて本件診療情報提供書を確認してもらった上でその意見を聴取することも有用であると判断した。

そこで、当委員会は、水難事故の専門家である V 教授及び■■■■病院救命救急センター長である W 医師に照会し、それぞれから専門家としての意見を得た。

(5) 当委員会の開催状況

当委員会の調査期間において、委員会は、2025 年 10 月 24 日（厳密に言えば、当委員会が正式に設置される前の予備的なものとなる。）、同年 12 月 4 日、同月 11 日、2026 年 1 月 15 日、同年 2 月 12 日、同年 3 月 18 日、同年 4 月 10 日及び同月 20 日の合計 8 回開催された。

また、当委員会は、委員間でメールを授受する方法及び暁星学園や前記(4)の専門家へのメール

にあたっては全委員を宛先又は CC に入れる方法等により、たとえ委員会が開催されなくとも委員間での確な情報共有ができるよう努めた。

8 調査に関する留意事項

本調査及び本報告書に関しては、以下の限界があることを前提にしている点に留意されたい。

- ① 当委員会は、本調査に関して、暁星学園の関係者から、基本的には誠意ある協力が得られたものと考えている。もっとも、本調査はあくまで関係者の任意の協力を前提としており、当委員会は強制的な調査権限を有していないため、本調査の結果について過誤や逸失等を完全に免れ得るものではない。
- ② 当委員会による情報等の開示依頼に対し、暁星学園の関係者は適時・適切に開示に応じた。また、暁星学園の関係者において、本報告書において記載されているものを除き、当委員会の調査対象に関して、本調査につき重大な影響を生じさせる可能性のある情報の開示が留保された事実はない。
- ③ 開示情報である書類又はデータは、全て原本が存在していること、また、これらの情報の内容は全て原本と同一であり、かつ、その原本は全て真正に成立したものであることを前提としている。
- ④ 本調査は、暁星学園における調査対象に関する事実の確認と、その発生原因の究明及び再発防止策の策定・評価のために用いられることを予定しているものであり、それ以外の目的のために用いられることを予定していない。
- ⑤ 本調査は第三者に依拠されることを予定しておらず、いかなる意味においても、当委員会は第三者に対して責任を負わない。

第2. 本調査の結果

本調査の結果は以下報告するとおりであるが、本件事故が発生した2025年7月～8月当時、日本時間とフランス時間には7時間の時差があった（通常は8時間の時差であるが、フランスは同年3月30日から同年10月25日にかけてサマータイム中であり、通常よりも1時間早く、当時は日本時間の方がフランス時間よりも7時間進んでいた²）。

そこで、本報告書における日時の表記に関しては、後記1及び2においては特段断りがない限り日本時間で記載し、後記3においては同様にフランス時間で記載することとする。また、後記4においては日本時間又はフランス時間の一方又は双方で記載し、後記5においては、基本的には日本時間で記載することとする。

1 これまでのフランス語語学研修の実施状況

(1) 2014年以前のフランス語語学研修

暁星高校は、1990年代半ば時点で既に、当時の暁星高校のフランス語科主任であった[REDACTED]教諭（以下「E教諭」という。）のもとフランス語語学研修を実施しており、引率教員としてC教諭やD教諭が参加することもあった。基本的には、H社（当時は前身の株式会社[REDACTED]であったと思われる。）及び株式会社I（当時の商号は株式会社[REDACTED]であったと思われる。）の双方から見積もりを取得した上で、そのいずれかが旅行会社となってフランス語語学研修の航空チケット等を手配していた。

フランス語語学研修への参加生徒が多い年は、引率教員の人数を4名とした上で、引率教員4名が2名ずつに分かれて、マントンで研修を行うグループとカンヌの現地学校で研修を行うグループの2グループにより実施したときもあった。ただ、1990年代当時の研修先は、基本的にはカンヌではなくマントンであり、パリとマントン間を往復する途中でアヌシーやシャンベリに寄ることもあった。マントンにおける研修は、マントン市（コミューン）が主催しており、2023年や2025年のフランス語語学研修のように生徒が集団で学生寮において滞在する形式のものではなく、生徒は、2名程度の少人数に分かれて、各自ホームステイ先で滞在する形式のものであった。それゆえ、フランス語の授業以外のレクリエーションを含む自由行動については、ホームステイ先の家庭がそれぞれ工夫して実施していた。また、マントン付近の海岸が砂浜ではなく磯であることもあって、生徒がマントンにおいて集団で海水浴を実施することはなかったようである。

本件研修の引率教員の1人であるB教諭は、2000年3月に暁星高校を卒業した元生徒であった。1997年夏の高校1年生時には、マントンにおいて実施されたフランス語語学研修に参加しており、その途中、アヌシーの湖において、他の生徒と共に集団で泳いだことがあった。また、B教諭は、1998年夏の高校2年生時には、E教諭に相談した上で、暁星高校が実施するフランス語語

² <https://www.ana.co.jp/ja/jp/guide/plan/int-info/area-basic-info/cdg.html>

学研修という枠組みではなかったものの、B 教諭単独で 1 か月程度カンヌ所在の現地学校に滞在してフランス語を学びつつ現地学校主催の課外活動に参加し、本件ビーチでも繰り返し海水浴をしていた。

その後 2000 年代に入ると、フランス語語学研修への参加生徒は 10 名程度へ減少してしまい、参加生徒の人数の減少及びそれに伴う予算の問題から、引率教員も 2 名から 1 名へと減少した。また、研修の主催者であったマントンによる方針の変更等を受け、暁星高校は、フランス語語学研修の研修先を、マントンからカンヌの現地学校へと変更した。

(2) 2015 年、2018 年及び 2019 年のフランス語語学研修

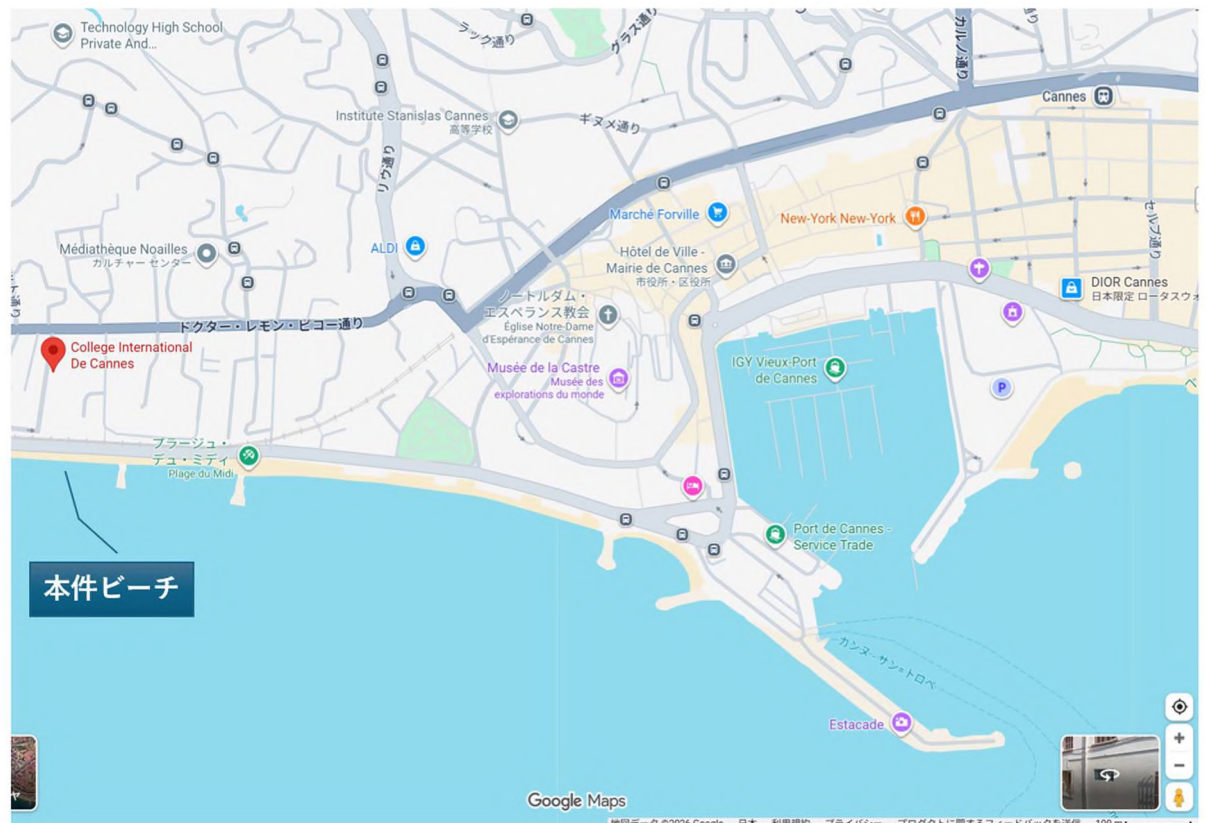
2015 年以降の直近 10 年間におけるフランス語語学研修の実施状況、研修先及びその引率教員を整理すると、下表のとおりである。

年	実施状況	研修先	引率教員
2015 年	実施	カンヌ	C 教諭
2016 年	参加希望者数の不足により実施せず	—	—
2017 年	参加希望者数の不足により実施せず	—	—
2018 年	実施	カンヌ	C 教諭
2019 年	実施	カンヌ	D 教諭
2020 年	新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず	—	—
2021 年	新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず	—	—
2022 年	新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず	—	—
2023 年	実施	カンヌ	A 教諭、B 教諭
2024 年	パリオリンピック等の影響により実施せず	—	—
2025 年	実施	カンヌ	A 教諭、B 教諭

どの教員がフランス語語学研修を引率すべきかについて何らかの明確なルールがあったわけではないが、事実上、その年の高校 1 年生の担任を務めたり、フランス語科の教師としてその年の高校 1 年生のうち第 1 外国語としてフランス語を選択した生徒を教えた機会がある等、それまでにその年の高校 1 年生と近い関係にある教員がフランス語語学研修を引率する、という運用が行われていた。その結果、2015 年及び 2018 年は C 教諭が、2019 年は D 教諭が引率教員を務めた。

また、2015 年、2018 年及び 2019 年のフランス語語学研修における旅行会社は、いずれも H 社であった。H 社がフランス語語学研修のしおりを作成しており、引率教員はこれを確認していた。ただ、生徒の安全の確保を目的とした記載事項は、スリへの注意等の防犯に関する内容が中心であり、海水浴を初めとする自由行動に潜む危険への注意については特段記載されていなかった。

生徒は、現地学校におけるフランス語語学研修中、平日午前はネイティブの教師によるフランス語の授業を受け、平日午後は生徒全員で現地学校主催の課外活動（カンヌ見学のほか、マリンスポーツやスポーツ大会、映画鑑賞、バーベキューが含まれていたが、本件ビーチにおける海水浴は含まれていなかった。）に参加したり、課外活動に参加しないときは各々自由行動をしたりしており、休日も自由行動をしていた。現地学校や本件ビーチ、カンヌ市街地を含む周辺の地図は下図のとおりであったが、これらの自由行動にあたっては、引率教員が生徒と一緒に遠出するケースがあった一方、生徒だけで思い思いに自由行動をすることも容認されていた。



すなわち、D 教諭によると、生徒に対しては1人で行動しないよう注意すると共に、電車に乗ったり遠出をするようなときは事前に告げるよう求め、また、C 教諭によると、やはり生徒に対しては単独行動をしないよう注意していたが、逆に言うと、それ以外には特に制限はなかったようである。それゆえ、C 教諭及びD 教諭は、生徒が自由行動として海水浴を行うときも基本的には同行せず、生徒が海水浴をしていたことについては、生徒との会話を通じて事後的に初めて認識するような状況にあった。また、C 教諭及びD 教諭は、いずれも、本件ビーチの水深を含む状況をほとんど把握しておらず、海水浴に関する注意喚起も特段行っていなかったようである。

ところで、2015 年、2018 年及び 2019 年当時においても、本件ビーチの沖合には浮き島（本件ビーチの沖合海上に浮かぶ直方体の物体であり、本件ビーチを紹介する海外ウェブサイト³では floating platforms for diving offshore 等と呼ばれている。以下、単に「浮き島」という。）が存在

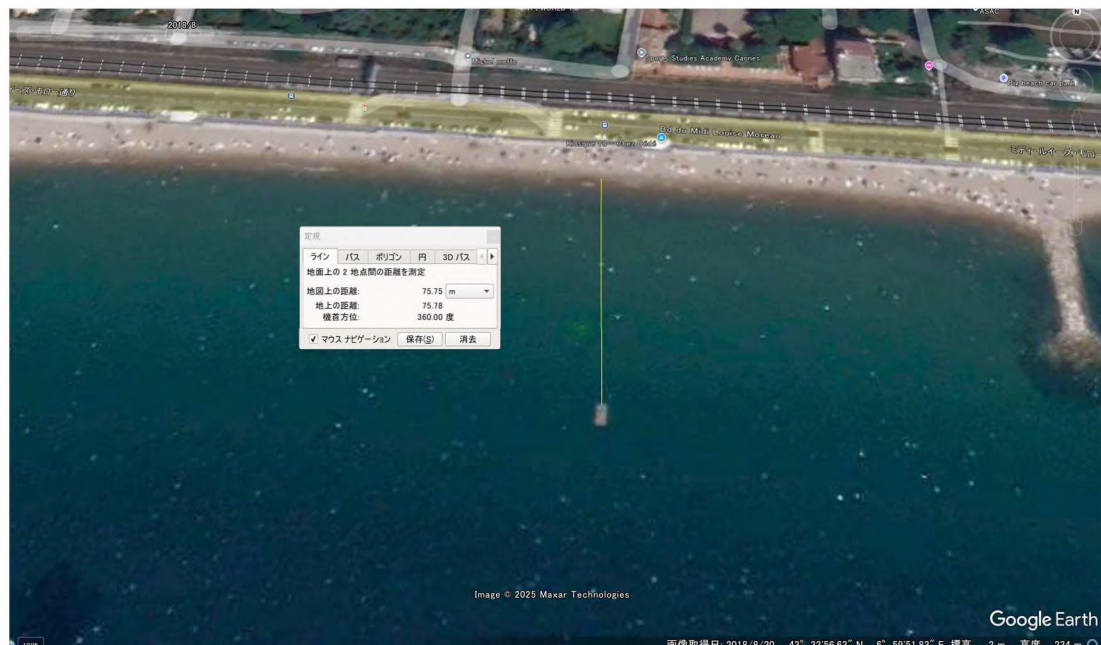
³ <https://azurplenitude.com/en/midi-beach-in-cannes/>

していた。Google Earth を用いて本件ビーチの波打ち際から浮き島までの距離を測定すると、下記写真のとおり、2015 年 6 月 18 日時点の距離が約 97m、2018 年 8 月 20 日時点の距離が約 75m であった（なお、2019 年の航空写真は見当たらなかったが、D 教諭は、2019 年の浮き島の位置については 100m くらいであったと述べている。）。

<2015 年 6 月 18 日>



<2018 年 8 月 20 日>



生徒は、2015 年、2018 年及び 2019 年のフランス語語学研修においても、浮き島まで泳いで行き、浮き島付近で遊んでいたようである。

(3) 2023 年研修

ア 概要

暁星高校は、2020 年～2022 年の 3 年間にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響を理由にフランス語語学研修を実施しなかったが、2023 年は 4 年ぶりに、同年 7 月 22 日から同年 8 月 11 日までの間（いずれも日本時間）の日程で、高校 1 年生及び高校 2 年生の生徒 24 名を対象に、フランス語語学研修を実施した（以下「2023 年研修」という。）。

2023 年研修時の引率教員は、本件研修と同様、A 教諭ら 2 名であった。

イ C 教諭及び D 教諭からの引継ぎの有無

A 教諭ら 2 名は、C 教諭や D 教諭との教科会や日常会話を通じて、過去のフランス語語学研修における出来事を口頭で聞いていたものの、2023 年研修を実施するにあたり、C 教諭及び D 教諭から引継ぎを特段受けなかった。

C 教諭及び D 教諭からの引継ぎがなかった要因としては、そもそもフランス語科においては従前から、生徒の安全を確保する観点から次回実施されるフランス語語学研修の引率教員に対してトラブルやヒヤリハットを含めた引継ぎをすべきであるという意識が希薄であったことが挙げられるほか、フランス語科は少人数であることから日常の会話を通じて必要な事項が伝わっていると認識していたことが挙げられる。また、これまでの A 教諭ら 2 名のフランス等への滞在経験が豊富であったことから、C 教諭及び D 教諭においては A 教諭ら 2 名に対して引継ぎをすべき必要性を感じておらず、A 教諭ら 2 名も同様に引継ぎを受けるべき必要性を認識していなかったことも挙げられる。具体的にいえば、A 教諭は、2015 年に暁星高校フランス語科の非常勤講師として入職し、2017 年には同科の常勤講師となったが、それ以前は、1999 年 10 月にニース・ソフィア・アンティポリス大学（現コートダジュール大学）に入学してから 2014 年 10 月までの約 15 年間にわたり、ニース所在の語学学校や高校の日本語教師を務めており、カンヌ付近を含むフランスの事情に精通していた。また、B 教諭は、前記(1)のとおり 2000 年 3 月に暁星高校を卒業した元生徒であり、2018 年 4 月に暁星小学校の非常勤講師として入職し、2019 年 4 月には暁星高校の非常勤講師となったが、それ以前は、高校 2 年生夏に 1 か月程度現地学校においてフランス語を学んだほか、2001 年 9 月から 2002 年 6 月までの間はフランスにも留学し、それ以降も 2018 年にフランスを訪れる等しており、やはりカンヌ付近を含むフランスの事情に精通していたものである。

このように、A 教諭ら 2 名においては引継ぎを特段受けなかったこともあって、C 教諭や D 教諭から過去のフランス語語学研修における思い出話のような形で伝え聞いていたことはあったものの、その程度にとどまり、過去のフランス語語学研修時のトラブルやヒヤリハットに関する情報の網羅的な共有を受けることはなかった。

ウ 2023 年研修の実施状況

生徒は、2023 年研修においては、過去のフランス語語学研修と同様に、平日午前はネイティブの教師によるフランス語の授業を受けていた。

他方、2019 年までのフランス語語学研修と異なり、平日午後に現地学校主催の課外活動が行われなくなったことから、生徒は、当該課外活動に参加することができなくなった。そこで、A 教諭ら 2 名は、生徒が単独行動をしないよう注意指導しつつ、生徒を引率して、本件ビーチにおいて海水浴を行ったり、カンヌやアンティープ、エズ村といった南フランスの街々を散策する等して過ごした。

エ 本件ビーチにおける海水浴の実施状況

2023 年研修では、複数回にわたって、本件ビーチにおいて海水浴が行われた。

A 教諭ら 2 名は、生徒だけで海水浴に行かないよう、生徒が本件ビーチに行く際は A 教諭ら 2 名の双方又は一方が同行することにしていたようであり、A 教諭ら 2 名も本件ビーチの海に入って泳いだ。

本件ビーチの風速や波の高さなどの状況は、当然のことながら、その日その日の天候により様々であり、当時の滞在期間中にも、風速や波の高さが本件事故時のそれより厳しい時間帯もあったようである（例えば、2023 年 7 月 25 日 14 時～20 時（フランス時間）頃の風速は 10m/s～11m/s、有義波高⁴は 1m～1.2m であった。後記 3(2)エ(ア) i (i) 参照⁵）。もともと、A 教諭ら 2 名が本件ビーチに同行した際は、そのような風等が強かった日ではなかったと思われるが、A 教諭ら 2 名において海が特段荒れているといった認識は抱かず、仮に沖合から斜め横にカンヌ市街地側へ向かう潮の流れの影響を受けて流されることがあったとしても、それは風の影響による自然現象として想定される範囲内のものであると認識していた。

また、当時も、本件ビーチの沖合海上には浮き島が存在しており、Google Earth を用いて本件ビーチの波打ち際から浮き島までの距離を測定すると、下記写真のとおり、2023 年 6 月 17 日時点の距離は約 78m であった。

⁴ ある地点で観測された波浪のうち、高い方から 1/3 の波の平均波高

⁵ <https://www.ventusky.com/ja/>

<2023年6月17日>



A 教諭ら 2 名のほか、生徒複数名も浮き島に泳いで行ったが、A 教諭ら 2 名は、浮き島までの往復に当たって特段無理なく往復することができたようである（A 教諭は数百 m であれば泳げ、B 教諭はゆっくりであれば何 km でも泳げるとのことである。）。

(4) 過去のフランス語語学研修におけるトラブルやヒヤリハット

前記(3)イのとおり、フランス語科においては従前から、生徒の安全を確保する観点からトラブルやヒヤリハットを含めた引継ぎをすべきであるという意識が希薄であり、過去及び現在の引率教員間において、過去のフランス語語学研修時のトラブルやヒヤリハットに関する情報が網羅的に共有されるような状況にはなかった。

それゆえ、当委員会において、C 教諭、D 教諭及び A 教諭ら 2 名へのヒアリング等を通じて確認できた過去のトラブルやヒヤリハットについては、後述の 2023 年研修時に遭遇した市バス同士の事故を除けば、過去の引率教員が自らの体験を通じて断片的に記憶している思い出話のようなものと思われるが、列挙すれば、次のような出来事があったようである。

- ① 研修先がカンヌではなくマントンであった当時、生徒がホームステイ先から自転車で学校へ通う際に、交通事故に遭遇したこと
- ② 生徒が蜂に刺されて腕が腫れたこと
- ③ 生徒がマントンの海岸（砂浜ではなく磯であった。）で転んだこと
- ④ 生徒がマントンの海岸を裸足で歩いているときに、ウニか何かを踏んでしまい負傷したこと
- ⑤ 生徒が風邪を引き、現地学校に常駐する看護師と共に病院を受診したこと
- ⑥ 生徒が熱射病に罹患したこと

- ⑦ 生徒が電車で移動する際、結果的にキセルとなり捕まったこと
- ⑧ 生徒がパリで詐欺のようなかつばらいにあったこと
- ⑨ 生徒が風邪を引いたり皮膚病に罹患したため、医師に現地学校の学生寮へ往診に来てもらったこと
- ⑩ 生徒が自由行動中に日本人女性から道案内を頼まれ、その御礼として食事をご馳走になったため、学生寮へ戻る時間が遅くなったこと
- ⑪ 生徒がTGV（フランス鉄道の高速列車）を乗り間違えて、スイスに行ってしまったこと
- ⑫ 生徒が単独行動をして、勝手に違う街から違う街へ移動していたこと
- ⑬ 生徒がムール貝か何かを食べてしまい、歯に装着していた被せ物が外れたこと

そして、2023年研修においては、2023年7月30日19時過ぎ（フランス時間）に、B教諭及び生徒4名が市バス同士の衝突事故に遭遇するという出来事があった。B教諭及び生徒4名には大きな怪我はなく擦り傷程度で済んだため、現地救急隊の診察を受けた後に徒歩で学生寮に戻り、その後の研修については予定どおり続行された。

もともと、A教諭によると、当該衝突事故の事故態様は、正面衝突を何とか回避できたというものであり、ともすると、深刻な結果が生じていたとしても何らおかしくなかったようである（なお、A教諭ら2名は、速やかに、暁星高校に対して当該衝突事故の発生を報告すると共に、暁星高校は参加生徒の保護者に対し当該衝突事故について報告した。）。

2 2023年研修以降、本件研修が開始されるまでの経緯

(1) 2024年のフランス語語学研修の実施の見送り

暁星高校は2024年3月、暁星中学校の中学3年生であった生徒及びその保護者に対し、同月7日付け「2024年度フランス語夏期語学研修実施見送りのお知らせ」を提示して、2024年のフランス語語学研修に関しては、パリオリンピック・パラリンピックの開催や世界情勢の変化に伴う諸経費の高騰のほか、参加生徒の安全確保の問題に鑑み、その実施を見送る旨を伝えた。

ここでいう「参加生徒の安全確保の問題」に関して、F教頭は、単に空港が混雑したり的確な宿泊先が確保できないこと等による安全性の欠如を指していたものであると述べた一方、A教諭は、パリオリンピック・パラリンピックの開催等に伴い、取り分けパリでの宿泊費用が通常の何倍にも高騰している事態が生じていたことは事実であったものの、2024年のフランス語語学研修の実施を見送った原因としては、当該費用高騰の問題よりも、2023年研修を踏まえた参加生徒の安全確保の問題の方が大きかったと述べ、甲校長も、このような参加生徒の安全確保の問題も理由の1つであったと述べた。

すなわち、暁星高校は従来から、当時の理事長であった■■■■氏（以下「丙前理事長」という。）が、引率教員への語学研修の手当については暁星高校ではなく参加生徒の保護者が自ら負担すべ

きであるという方針であったことも関連して、語学研修については暁星高校主催の研修ではなく、各教科が独自に実施する活動にすぎないと位置付けてきた。このような語学研修の位置付けに関して、英語科は遅くとも 2000 年代には、このような位置付けでは外国で事故が生じた場合における責任の所在が不明確であり適切でなく、明示的に暁星高校主催の研修として位置付けるべきである旨を申し入れ始めたが、その後も語学研修は、教科が独自に実施する活動という位置付けのまま実施され続けた。2020 年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により語学研修は実施されなくなったが、英語科は、コロナ禍が概ね終息した 2023 年も引き続き、暁星高校主催の研修であるという位置付けが明示されていなかったことを理由に英語語学研修を実施しなかった。その一方で、フランス語科は、英語科と異なり教員が少人数であること、及び A 教諭ら 2 名のフランス語教育に対する熱意もあり、2023 年研修を実施した、という経緯があった。

しかしながら、前記 1(4)のとおり、そのような経緯のもと実施されたフランス語科の 2023 年研修において、B 教諭及び生徒 4 名が市バス同士の衝突事故に遭遇したため、当該衝突事故を契機に、学内の研修や宿泊行事について誰がどういった責任を負うべきかという問題が大きく浮上した。暁星高校内において、本当に各教科が独自に実施する活動という位置付けが適切であるのかが議論されるようになり、F 教頭は、暁星高校主催の研修と位置付けるべきであると考えて、丙前理事長や甲校長と協議したものの、2024 年 3 月時点でも確たる結論が得られないままであった。こうした事情もあって、結局、2024 年のフランス語語学研修の実施が見送られることになったものである。

(2) 本件研修の企画

その後、2024 年 4 月に暁星学園の理事長が丙前理事長から■■■■氏（以下「乙理事長」という。）へと交替し、乙理事長のもとで改めて語学研修の位置付けに関する議論・整理が行われた結果、同年 5 月頃、語学研修は各教科が独自に実施する活動ではなく、暁星高校主催の研修であると位置付けられることとなった。

このような位置付けの変更によって、A 教諭が述べる前記(1)の 2024 年のフランス語語学研修の実施を見送った大きな理由も解消されたことから、A 教諭は本件研修を実施する方向で調整を行い、甲校長に対し、2024 年 11 月 18 日付け「フランス語語学研修 2025 年度実施計画」を提出した。

そこには、現地学校は外国人学生の受入実績を有する教育機関であり、暁星高校におけるフランス語語学研修も 20 年以上にわたり現地学校において実施していること、午前はネイティブの教師による語学の授業、午後は南仏散策を予定していること、実施期間は 2025 年 7 月下旬～同年 8 月上旬の 3 週間程度を予定していること、参加生徒数は 20～30 名を予定していること、及び本件研修の手配を依頼する業者としては H 社を予定していること等が記載されていた。

(3) 本件研修の実施の決定及び説明会の実施

甲校長は、乙理事長やF教頭、A教諭の意見も確認しつつ、本件研修の実施を見送るべき事情も見当たらなかったことから、本件研修の実施を決定した。そして、2025年2月24日、中学3年生及び高校1年生に対して本件研修の実施を知らせると共に、同年3月7日に第1回参加希望調査を行う旨、及び同月15日に生徒及びその保護者参加のもと説明会を開催する旨等を通知した上で、当該説明会を開催した。

また、暁星学園は、同年5月23日に本件研修に参加する生徒向けの第1回説明会を、同年6月28日に最終説明会をそれぞれ実施した。これらの説明会には、生徒だけでなく保護者も参加しており、A教諭ら2名のほかH社の担当者により、第1回説明会では2023年研修において撮影された写真を用いたスライドを投影しながら説明が行われた。また、最終説明会においては本件研修の具体的な日程表が記載された「暁星高校 フランス語研修旅行ご参加のしおり ETE2025」（以下「本件しおり」という。）を配布した上で、本件しおりを踏まえた説明が行われると共に、上記スライドも改めて投影された。

これらの一連の説明会においては、H社の担当者から、日程表を踏まえた説明のほか、スリに遭わないよう注意する必要があるといった防犯上の説明があった。また、B教諭からは、現地学校付近には海があり、例年海で泳いだり、海辺の砂浜でビーチバレーをしており、現地の人と仲良くなれる旨の説明があり、泳ぎたい生徒は水着を持ってくるよう話があった。本件ビーチにおける海水浴に関しては、上記のような生徒が楽しみに思えるような前向きな説明があった一方、本件ビーチの具体的な状況や海水浴に伴う危険性に関する説明は特になかった。

(4) 2023年研修を踏まえた対応の検討

A教諭ら2名は、本件研修を企画・実施するにあたり、2023年研修を踏まえて、生徒が集合時間やグループ行動を遵守しないと引率が困難であること、及び生徒においてどこかに行くときはTeamsや口伝で事前に連絡してもらう必要があることを認識し共有していた。また、A教諭ら2名は、フランスへの往路におけるシャルル・ド・ゴール国際空港（パリ所在）での乗換時間が短かったことを踏まえ、H社を通じて、本件研修においては2023年研修よりも乗換時間が長くなるよう手配した。

他方、教職員会議においては、前記1(4)の衝突事故を含む2023年研修の経過や、その時々フランスの情勢を踏まえて留意・確認すべき点としてどういったことが挙げられるかといった議論は特に行われず、フランス語科と英語科（英語語学研修を担当）との間でもヒヤリハットやトラブル等の情報の共有はなかった。また、A教諭ら2名間において本件研修における留意事項をリスト化して共有するといったことはなく、A教諭ら2名がH社に対し、本件しおりに関して、前記1(4)の衝突事故を踏まえた注意事項の加筆や、集合時間やグループ行動を遵守すると共に、Teams等による事前連絡を徹底すべき旨の加筆を要請することもなかった。

これは、A教諭によると、前記1(4)の衝突事故はあくまでも偶発的な事故であると捉えていた

ためとのことであった。また、B 教諭によると、集合時間やグループ行動、Teams 等による事前連絡を遵守すべきといった生活上の諸注意については、たとえ本件しおりに加筆したとしても遵守させることには繋がらず、そのような本件しおりへの加筆よりも日々の生徒とのコミュニケーションを通じて遵守させるべき事項と捉えていたためとのことであった。

これらの結果、本件しおりには、「旅行中の事故防止対策・注意事項」として、スリを含む盗難や犯罪に巻き込まれるといった危険を回避するために注意すべき事項が記載され、「語学講習中の滞在について」として、現地学校の学生寮に滞在中に注意すべき事項がそれぞれ記載されたものの、2023 年研修と同じ記載内容であった。本件しおり全体を見ても、海水浴中の事故はもちろん交通事故を回避するために留意すべき事項に関する記載はなく、集合時間やグループ行動、事前連絡の遵守についても特段記載がないままであった（なお、本件しおりの作成の過程には、甲校長ら管理職は一切関与していなかった。）。

本件しおりについては、本件研修の実施に先立ち、甲校長、F 教頭及び G 教頭にも配布され、校長室や職員室、修道院に備え置かれ、甲校長、F 教頭及び G 教頭は簡単にその内容に目を通したにとどまった。また、甲校長及び G 教頭はそれぞれ、A 教諭ら 2 名に対し、生徒を安全に引率して無事に連れて帰って欲しい旨や気を付けるべき旨を伝えたものの、その内容は、あくまでも一般的な注意にとどまるものであった。

3 本件研修の初日から本件事故発生までの経緯

(1) 2025 年 7 月 19 日～同月 20 日

前記第 1 の 1 のとおり、暁星高校は 2025 年 7 月 19 日から同年 8 月 7 日（いずれも日本時間）までの予定で、高校 1 年生及び高校 2 年生の生徒 20 名（別紙 1）を対象に、本件研修を実施した。

ア 現地学校到着までの経過

A 教諭ら 2 名及び生徒 20 名は、2025 年 7 月 19 日 21 時（日本時間）に東京国際空港（以下「羽田空港」という。）に集合した後、翌日 20 日 0 時 5 分（日本時間）羽田空港発のエールフランス航空 AF 0293 便に搭乗して、同日 8 時頃にシャルル・ド・ゴール国際空港（パリ所在）に到着した。A 教諭ら 2 名は、羽田空港及びシャルル・ド・ゴール国際空港において、何かあったときに 1 人では何もできないから、単独行動をせずに必ずグループで行動するよう（最低でも 2 名で行動するよう）注意しており、シャルル・ド・ゴール国際空港においてはこれを守らない生徒がいたため実際に叱責した。

そして、A 教諭ら 2 名及び生徒 20 名は、同日 12 時 15 分シャルル・ド・ゴール国際空港発のエールフランス航空 AF 7318 便に搭乗した後、特に大きく遅れることもなく、同日 13 時 45 分頃にニース・コート・ダジュール国際空港（ニース所在）に到着した。その後、ニース・コ

ート・ダジュール国際空港から専用のバスで現地学校（カンヌ所在）に向かい、同日 16 時 30 分過ぎに現地学校に到着した。

イ 現地学校到着以降の経過

A 教諭ら 2 名及び生徒 20 名は、現地学校に到着すると、現地学校のスタッフから現地学校及びそこに併設された学生寮における生活上の諸注意を受けた（なお、本件ビーチや本件ビーチにおける海水浴に関する注意はなかった。）。その後は、それぞれにおいて宿泊する部屋に案内されたが、A 教諭ら 2 名は、生徒が日本からの長旅で疲れているように見受けられたことから、自分の部屋で荷物の整理を行うと共に休憩するための時間を設けた。

被害生徒の部屋番号は 42 号室であり、被害生徒は生徒■と同室であった一方、被害生徒と親しかった生徒■、生徒■及び生徒■の部屋番号は 08 号室であり、被害生徒及び生徒■が宿泊する 42 号室からは離れた場所に位置していた。また、学生寮においては、A 教諭ら 2 名のうち 1 名分の部屋が確保できなかったため、当日は A 教諭のみが学生寮に宿泊することとし、B 教諭は、学生寮から徒歩 10 分程度の場所に位置している「Best Western Hôtel des Orangers Cannes」に宿泊することとなった。

19 時から A 教諭ら 2 名及び生徒 20 名全員で学生寮の食堂において夕食を摂った後、A 教諭ら 2 名は、現地学校周辺の散策を希望した生徒と共に散策を行い、その途中、20 時 30 分頃に本件ビーチに行ったが、まだ日没前⁶であり周囲は明るかった（被害生徒も散策に行ったが、生徒■は体調が悪かったことから学生寮に残り、生徒■及び生徒■も生徒■と同じ 08 号室であったことから学生寮に残った。それ以外にも少なくとも生徒■が散策に行かなかった。）。

ただ、生徒は、あくまでも散策の途中であって海に入ることを前提に本件ビーチに来たわけではなかったことから、その服装は水着ではなく普段着であった。そのため、最初は本件ビーチにおいてサッカーをしていたが、途中から、7、8 名近い生徒が海に入って遊ぶようになった（ただし、被害生徒は海には入らなかった。）。A 教諭ら 2 名は、生徒に対し、あまり無理をしないよう、また、海が急に深くなることを伝えており、その日は浮き島に泳いで行く生徒はいなかった。ただ、その時の波は高く勢いがあり、生徒からは、波に向かってジャンプをする他の生徒の姿を見ながら、「波、ヤバすぎない？」、「ヤバくね？」との発言があった（なお、「ventusky」によると、その頃の風速は 2m/s、瞬間風速は 5m/s、有義波高は 0.6m であった。）。

その後、A 教諭ら 2 名及び生徒は学生寮に戻り、各自部屋において荷物の整理をしたり、就寝したりすることとなった。A 教諭は 22 時頃に見回りをし、その後も 1、2 回見回りを行った。生徒■の体調不良や、生徒■が窓ガラスの操作を誤ったために窓ガラスが割れてしまって手を負傷するといった出来事はあったものの、多くの生徒が 24 時頃には就寝し、被害生徒も他の部屋へ遊びに行くことなく、早めに就寝した。

⁶ 2025 年 7 月 20 日のカンヌの日没時間は 21 時 9 分であった。

(2) 7月21日（本件事故の発生日）

ア 午前

7月21日、A教諭ら2名及び生徒20名は7時頃に起床し、現地学校の中庭でミーティングを行った。A教諭ら2名は、そのミーティングにおいて、生徒に対して体調が問題ないか、あるいはよく眠れたかを確認したほか、午前中のフランス語の授業や午後の市内散策について説明した。その後、A教諭ら2名及び生徒20名は、全員で学生寮内の食堂で朝食を摂った。

生徒20名は、9時から12時までの間、フランス語の習熟度別に分かれて授業を受け、被害生徒は、高校2年生の生徒■及び生徒■並びに高校1年生の生徒■及び生徒■と一緒にクラスであった。この間、A教諭ら2名は、窓ガラスが割れて生徒■が手を負傷した件や午後及び週末の予定等についてミーティング等を行っていた。

イ 昼食及びカンヌ市街に行ってから現地学校に戻ってくるまでの経過

12時になって午前中のフランス語の授業が終わると、A教諭ら2名及び生徒20名は、中庭に集合した後、全員で学生寮内の食堂で昼食を摂った。被害生徒は、生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■の合計5名と一緒に昼食を摂っており、午後は海で遊ぶことが楽しみである旨の話をしたが、どの程度泳げるかといった話まではしなかった。

A教諭ら2名及び生徒20名は、昼食終了後の14時頃に再集合して、飲料や菓子を含む日常生活に必要な物資の買い出しを目的に、現地学校を出て海岸線沿いの道（ミディ・ルイズ・モロー通り）を歩いて行った。A教諭は、集団の最後尾に位置していたが、その途中、近くにいた被害生徒と会話をした。その際、被害生徒からは、日本でも週に1、2回プールで泳いでいる旨、及び今後参加を予定しているターム留学においては水泳部への参加を考えている旨の発言があったことを受け、A教諭は、夕方に予定していた海水浴を念頭に、海とプールでは勝手が違うため気を付けた方がよい旨を伝えた。

A教諭ら2名及び生徒20名は、25分ほどかけて、カンヌ市街にあるスーパーマーケット（メナディエ通り沿いのカルフルマーケット）に行った。当該スーパーマーケットにおいては1時間程度かけて買い出しを行い、現地学校へ帰ることとなったが、帰りは、海岸線沿いの道ではなく、内陸側のドクター・レモン・ピコー通りを歩いて帰ることとした。その途中、B教諭が宿泊していた「Best Western Hôtel des Orangers Cannes」付近に位置しているスーパーマーケット（アルディ）に寄った。その際、B教諭は、これから本件ビーチで海水浴を行うことが予定されていたことから、A教諭及び生徒20名と別れて、1人で「Best Western Hôtel des Orangers Cannes」の自室に戻って、水着への着替え等の準備を行った。

A教諭及び生徒20名は、スーパーマーケット（アルディ）での買い出しを終えると、B教諭の合流を待たずに、現地学校へ戻った。

ウ 現地学校に戻ってきた後の行動

16時30分頃に現地学校へ戻ると、A教諭は、生徒20名に対し、これから海水浴に行くが、海水浴に行きたい生徒だけで行けば良く、疲れている生徒は学生寮の自室で休んでいて良い旨を伝えた上で、海水浴に行きたい生徒は17時に中庭に再集合するよう指示した。

生徒が自分たちの部屋に戻って、スーパーマーケットで買い出しをした物を置くと共に水着へと着替えたのに対し、A教諭は、生徒が本件ビーチへ勝手に行かないよう中庭に残っていたところ、B教諭がそこへ合流した。

B教諭は17時頃、中庭に再集合してきた生徒に対し、スマートフォンやカメラ等を持って行かないよう、また、今後も海水浴をする機会があることから無理をしないよう伝えた。結局、生徒20名のうち、生徒■は体調が悪かったことから学生寮に残り、生徒■及び生徒■も生徒■と同じ08号室であったことから学生寮に残ることとしたため、それ以外の生徒17名全員で海水浴に行くこととなった。

17時過ぎ、B教諭及び生徒17名は、現地学校の中庭を出発して本件ビーチへ移動し始め、A教諭は、B教諭たちを見送った上で、水着に着替えるべく、学生寮の自室に戻った。

エ 本件ビーチにおける海水浴

(ア) 前提となる事実

i 自然条件

(i) 気温、海水温、風速、波高等

2025年7月21日17時当時、本件ビーチ付近の気温や海水温、風速、波高等は下表のとおりであった⁷。

項目	数値
気温	32度
海水温	25度 ⁸
風速	7m/s ⁹
瞬間風速	11m/s ¹⁰

⁷ <https://www.ventusky.com/ja>。なお、当委員会は、H社及び現地学校に対し、気温、風速、最大瞬間風速及び波の高さ等を照会した結果、H社から、2025年7月21日17時～18時当時の平均気温は33.2度、風速は約7m/s、最大瞬間風速は約14.8m/sであった旨の回答があった一方、現地学校からは回答が一切得られなかった。当委員会も複数のウェブサイトを確認し、それぞれにおいて多少の差異が認められたものの、当委員会としては「ventusky」の数値が相応の正確性を有していると判断し、当該「ventusky」に依拠することとした。

⁸ V教授からは民間のプールでも30度～31度の設定であり、競泳用のプールでも25度～27度の設定であるため、気温との差もあることもあって、かなり冷たいという印象である旨の意見があった。ただし、生徒に対するヒアリングにおいては、生徒から、そこまで冷たかったわけではない旨や特別冷たいとも温かいとも思わなかった旨、水温は多分冷たかったものの暑かったため気にならなかった旨のコメントがあった。

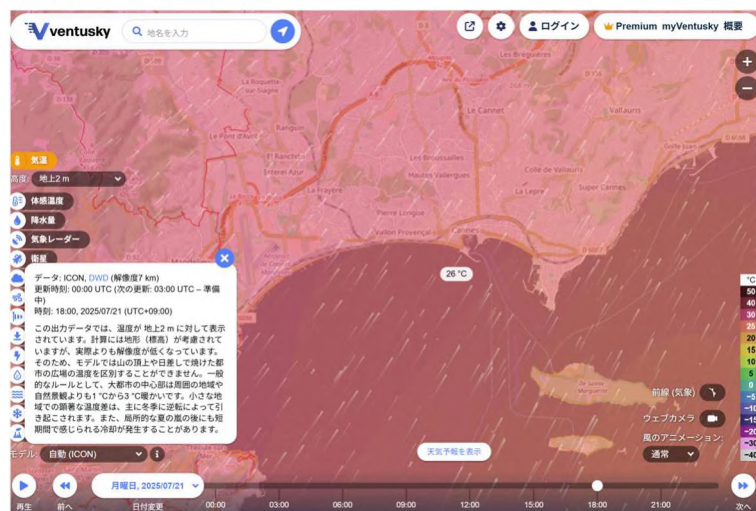
⁹ カンヌが2021年に実施した調査に関する報告書 (<https://www.alpes-maritimes.gouv.fr/content/download/42631/316144/file>)。以下「カンヌ報告書」という。) 58頁によると、風速4.5m/s～8m/sの時間帯は全体の1.3%であり、風速が8m/sを超えることは1%未満程度にすぎず稀であるとされている。

¹⁰ V教授からは、海水浴を行うにあたって、波の高さが0.4mくらいであれば問題ないものの、0.9mとなるとちょっと高

項目	数値
波高	0.7m
有義波高	0.9m

潮の流れは、沖合から斜め横にカンヌ市街地側へと向かっており、波に向かってジャンプする等して遊んでいる最中に、気が付いたらカンヌ市街地側へ 20m 程度流されているような状況であった（V 教授からも、9 月報告中の航空写真を見ると、多数の岩で形成された沖合に向かって突き出た堤防（以下「突堤」という。）右側の砂が深くえぐれていることからすると、当該突堤は、潮の流れが強いことに伴い砂浜の砂が流出することを防止するためのものと思われる旨の意見があった。）。

なお、9 月報告においては、「ventusky」を用いて、2025 年 7 月 21 日 18 時のカンヌにおける気象条件として、気温 26 度、風速 4.0m/s 及び波浪 0.4m であったこと等が報告された。しかしながら、当該気象条件は、日本時間の 2025 年 7 月 21 日 18 時（フランス時間の同日 11 時）を前提としたものと思われる。すなわち、当委員会において、当該「ventusky」を用いて検索して、2025 年 7 月 21 日 18 時のカンヌにおける気象条件を調べた結果、下図のとおり 9 月報告と同様の結果が得られたものの、「i」の部分をクリックすると「時刻: 18:00, 2025/07/21 (UTC+09:00)」と表示され、UTC（協定世界時）よりも 9 時間進んでいる時間、つまり日本時間を前提とした数値であったことが見受けられたものである¹¹。



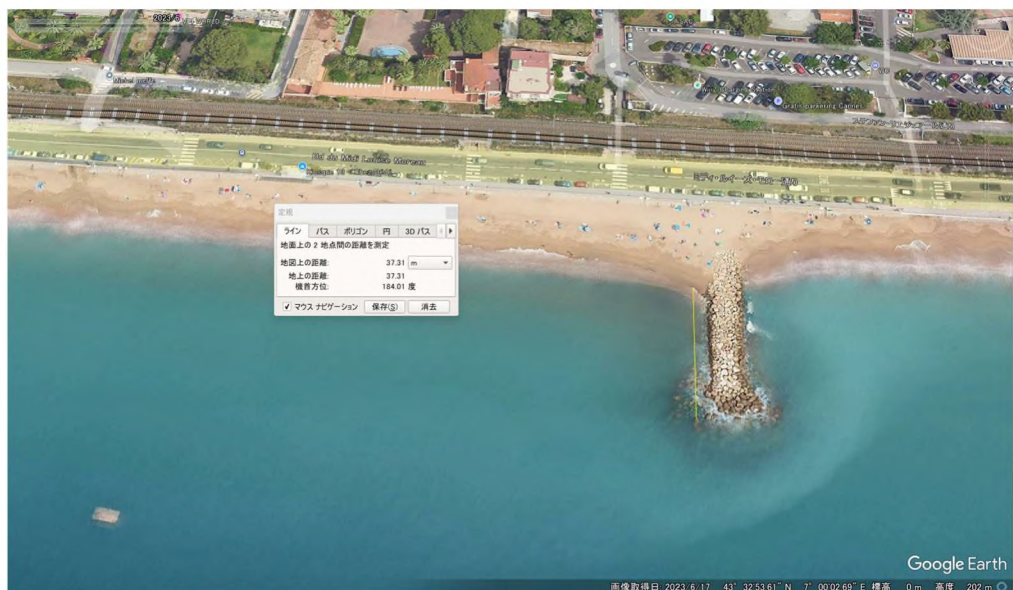
いと思われる旨、及び風が強いと波が碎けるため顔にかかったり水を飲んだりするが、風速 7～11m/s となるとかなり強い印象がある旨のコメントがあった。

¹¹ 「ventusky」により下図以降の時点の気温を調べると、2025 年 7 月 21 日 21 時で 28 度、同月 22 日 0 時で 32 度と表示されるところ、日没以降深夜にかけて気温が上昇していく事態は考え難いため、これらの時刻はいずれも、フランス時間ではなく日本時間であると思われる。また、B 教諭はヒアリング時に「当日昼は少し曇りがちであったものの、それがカーッと晴れたため、皆、海に行きたくなったと思う」と説明したところ、「ventusky」において表示される時刻がフランス時間ではなく日本時間であると考えれば、当該説明と「ventusky」において表示される「雲量」の推移状況も平仄が合うと思われる。

(ii) 浮き島までの距離

前記 1(2)及び同(3)エのとおり、本件ビーチの波打ち際から浮き島までの距離は、2015 年 6 月 18 日時点で約 97m、2018 年 8 月 20 日時点で約 75m、2023 年 6 月 17 日時点で約 78m であった。

2025 年 7 月 21 日 17 時時点における浮き島までの距離については、Google Earth に航空写真が掲載されておらず、正確には不明である。しかしながら、2023 年及び 2025 年に撮影された写真を見比べる限り、本件ビーチと浮き島との位置関係は 2023 年と 2025 年で大きく変わっているようには見受けられず、また、A 教諭ら 2 名からも同旨の認識が示されていること、生徒の多くが浮き島までの距離が 50m 程度あった旨説明していること、本件研修時に撮影した写真に照らすと浮き島が下記写真右側表示の突堤の先端（下記写真によると、波打ち際から約 37m に位置している。）よりも沖合側に位置しているように見えること、及び本件ビーチは地中海に面しているため潮汐の差が小さいこと¹²からすると、本件研修時における波打ち際から浮き島までの距離は、少なくとも 50m はあったというべきである¹³（60m を超えていた可能性も十分ある。）。



(iii) 浮き島付近の水深

本件ビーチを含むカンヌ付近のビーチの現況に関しては、カンヌ報告書 68 頁が次のとおり説明しており（該当箇所を ChatGPT で日本語訳したものである。）、等深線記載の地図も掲載している。

¹² カンヌ報告書 59 頁によると、潮汐差は平均 20cm～30cm 程度のものである。

¹³ 当委員会は、現地学校及び H 社に対し、浮き島が波打ち際から沖へ何 m くらい進んだ場所に設置されていたのかを照会したものの、現地学校からは回答が一切なく、H 社からもカンヌや警察に確認したものの情報が得られなかった旨の回答があるにとどまった。

ラ・ボッカ海岸およびミディ海岸

湾の奥部、いわゆる「ラ・ボッカの岩礁」と呼ばれる地点では、非常に幅の狭い砂浜が侵食によって削られており、海岸線から 10m の地点で NGF 基準¹⁴ -2m に達している（勾配 20%）。

-2m から-10m の等深線の間では海底の勾配は緩やかになり（6.5%）、その後 -10m から-25m の水深の間で再び急になり（24%）、さらにそれより深い場所では再び緩やかな勾配となる（15%）。

これらに依ると、波打ち際から 10m 程度進むと水深は 2m 程度となり、また、浮き島付近（沖合約 50m 付近）の水深は 4m～5m 程度であったと認められる¹⁵。

なお、ヒアリングにおいて、B 教諭も、15m 程度進むと足が着かなくなると述べており、A 教諭も、あくまでも推測であると留保しつつも、浮き島付近の水深は 5、6m はあったのではないかと述べている。また、V 教授からも、現場の写真を見る限り海岸線が相当えぐれている様子が見受けられ、割とすぐに深くなる海岸であるような印象を受けるとの意見があった。

ii 周囲の環境

本件ビーチは当時、遊泳禁止とはされておらず、多数の海水浴客で賑わっており、本件ビーチから沖合を見て、どこにどの生徒がいるのかを正確に把握することが困難な状況にあった。足が着くような砂浜に近いエリアには多くの海水浴客がいた一方で、足が着かなくなる辺りから浮き島までの間には海水浴客はあまり多くなかった。

また、本件ビーチにおいては、何らかの水難事故が生じていないかを常時監視している者はおらず、突堤から更にカンヌ市街地側へ 100m 以上先に救護所があるにとどまっていた。

iii 本件ビーチにおいて過去に生じた水難事故

本件ビーチ付近¹⁶においては、本件事故のほか、2025 年 7 月 30 日に 70 歳前後の男性が溺死¹⁷、2024 年 8 月 23 日に 20 歳の女性が溺死¹⁸（ただし、溺死した場所は沖合 300m

¹⁴ NGF 基準とは、Nivellement Général de la France の略称であり、マルセイユ所在の潮位観測所の平均海面が基準とされている。

¹⁵ 当委員会は、現地学校及び H 社に対し、波打ち際から沖へ何 m くらい進むと水深が 1.5m や 2m を超えるようになるのかをそれぞれ照会したものの、現地学校からは回答が一切なく、H 社からもカンヌや警察に確認したものの情報が得られなかった旨の回答があるにとどまった。

¹⁶ ただし、ポワント・クロワゼット付近で生じた事故については、ポワント・クロワゼット付近のビーチが堤防で大きく囲われており、海水浴の環境も大きく異なると思われたことから除外した。

¹⁷ https://www.bfmtv.com/cote-d-azur/un-septuagenaire-meurt-noye-a-cannes_AN-202507300270.html

¹⁸ <https://www.nicematin.com/faits-divers/une-jeune-femme-de-20-ans-decede-apres-une-noyade-a-cannes-940466>

付近のようである。)、2023年6月26日に80歳の女性が溺死¹⁹、2022年8月14日に70代の女性が溺死²⁰するといった水難事故が生じていた。

当委員会による上記調査は、ChatGPT等を用いたものにすぎず網羅的なものではない。それゆえ、2022年以前にも同様の水難事故が生じていた可能性が高いものの、主として高齢者を中心に、1年に1、2件程度の割合で溺死事故が生じている状況にあったと思われる。

iv 被害生徒の健康状態

被害生徒は2025年4月12日に健康診断を受けており、その時の身長は174.9cm、体重は56.8kgであった。アレルギー性鼻炎の治療中であったものの、それ以外には特に問題の指摘はなかった。過去の健康診断の結果を見ても、2022年4月16日(中学1年生時)及び2023年4月15日(中学2年生時)にアレルギー性鼻炎を、2024年4月13日に耳垢塞栓を指摘されたにとどまっていた(当該耳垢塞栓については同年6月5日に受診済みであった。)。この点に関しては、被害生徒保護者からも、持病はなく、病気にもほとんど罹らず、学校もほとんど休むことなく通学していたとの説明があった。

また、被害生徒は2022年～2025年度にかけて健康診断として運動器検診も受けていたが、いずれのときも「異常なし」と診断されていた。

なお、当委員会のヒアリングにおいて、被害生徒が2025年7月21日(フランス時間)当日に時差ボケや体調不良を訴えていた等の問題があった旨を述べた者はおらず、むしろ被害生徒と同じクラスでフランス語の授業を受けた生徒からは「被害生徒はいつもどおりの様子であった。」との説明があり、他の生徒からも、被害生徒は朝食を普通に食べており元気であり普通に見えた旨の説明があった。また、前記i(i)のとおり、同日17時頃の気温は32度程度であったと思われるが、「暑いというよりも心地良い感じ」と述べる生徒や「そこまで暑くなかった」と述べる生徒、「海から上がったときにちょっと風が冷たいなと感じる程度の気温であった」と述べる生徒がおり、海水浴開始時点の気温は、生徒の体力を奪うほどの高温ではなかったと思われる。そして、前記イの市内散策時の気温も30度程度であったと思われるが、カンヌの湿気が低いという気候ゆえ、「暑かった。ただ、日本みたいにじめっとした感じではなくカラッとした暑さであった。」、「暑いといえば暑かったものの、湿気がなかったため、そこまで辛い暑さではなかった。」、「当日は暑かったが湿度があまりないのでそれほど気にならなかった。」と述べる生徒がおり、やはり市内散策時の気温は、生徒の体力を奪うほどのものではなかったと思われ、生徒の中には、被害生徒からは散策時に疲れたという話はなかったと述べる者もいた。

なお、V教授からは、医師の領域であり、また、その疲れの程度次第であるとの留保を

¹⁹ <https://www.nicematin.com/faits-divers/la-baignade-tourne-au-drame-une-octogenaire-meurt-noyee-au-large-d-une-plage-de-la-cote-d-azur-857246>

²⁰ <https://www.nicematin.com/faits-divers/une-femme-meurt-noyee-sur-une-plage-a-cannes-787227>

おきつつも、過酷なトレーニング中の話ではなく、海水浴を開始してから 10 分～20 分程度で生じた事故であることからすると、日本から長時間移動した翌日であることに伴う疲れについては、本件事故とはあまり関係がないように思われる旨の意見があった。

Ⅴ 被害生徒の泳力

被害生徒は、2021 年夏（小学 6 年生時）に暁星小学校における水泳実習に参加しており、進級テストを受けた。その結果はクロール 50m が 43.05 秒、平泳ぎ 50m が 55.67 秒であり、泳力進級表でいうと 2 級と評価された。この進級テストの結果は、平泳ぎ 50m があと 0.67 秒速ければ 1 級と評価される内容であり、暁星小学校の小学 6 年生の中でも上位に位置するものであった。実際、被害生徒の進級テスト結果は、同じく 2025 年 7 月 21 日に海水浴に参加した生徒■（クロール 50m が 54.24 秒、平泳ぎ 50m が 69.00 秒、3 級）及び生徒■（クロール 50m が 51.00 秒、平泳ぎ 50m が 60.00 秒、2 級）をいずれも上回るものであった。

また、被害生徒は小学 2 年生から小学 6 年生にかけて自宅近くのスイミングスクール（■■■■■）に通っており、バタフライまで習得して、当該スイミングスクールの一番上の 1 級まで昇級した。中学 1 年生からは水泳を習うことは辞めたものの、その後も高校 1 年生の時まで継続して、月に 1、2 回²¹の頻度で近所の温水プールに泳ぎに行っていた。なお、被害生徒が小学 6 年生当時（2021 年当時）の当該スイミングスクールにおける進級基準そのものではないが、2023 年 10 月 1 日当時のものは下図のとおりであった²²。

²¹ 前記イのとおり、A 教諭は、被害生徒から週に 1、2 回プールで泳いでいる旨を聞いたと認識しているようであり、月に 1、2 回という実際の頻度とは齟齬している。

²² <https://web.archive.org/web/20231001074609/https://www.epoch-kanamecho.jp/epoch/index.php/kids/swim>

37段階の進級基準	
区分	級 認定基準
もぐり	37顔洗い連続3回
	36顔つけ5秒
	35もぐり7秒
	34板浮き3秒
浮き	33顔つけ5秒
	32板つき背浮き5秒
	31けのび3m
	30板キック5m
グライドキック	29グライドキック5m
	28背面キック5m
	27背泳ぎキック7m
背泳ぎキック	26背泳ぎキック12.5m
	25ノープレスクロール7m
	24ノープレスクロール10m
ノープレスクロール	23横呼吸板キック12.5m
	22板つき片手クロール12.5m
	21クロール12.5m
クロール12.5m	20背泳ぎキック12.5m
	19背泳ぎキック25m
	18背泳ぎ25m
背泳ぎ25m	17クロール12.5m
	16クロール25m
	15グライドキック10m
クロール25m（コンティニアス）	14板キック10m
	13呼吸付グライドキック12.5m
	12片手バタフライ12.5m
バタフライキック	11バタフライ12.5m
	10バタフライ25m
	9 壁もちキック10回
バタフライスイム25m	8 板キック12.5m
	7 2キック1プル12.5m
	6 平泳ぎ12.5m
平泳ぎキック12.5m	5 平泳ぎ25m
	4 50mクロール（タイム・ターン）
	3 100mIM（完泳）
平泳ぎスイム25m	2 100mIM（タイム）
	1 月別タイムトライ
100m個人メドレー	
タイムトライ	

他方、海での遊泳に関しては、被害生徒は、浮き具を着用してのシュノーケリングについては何回か経験があったものの、砂浜での海水浴の経験は小学生のときに逗子森戸海岸で行った際の1回しかなく、本件ビーチのような環境下での海水浴は初めてに近い状況であった。

vi 被害生徒の交友関係

被害生徒は、第1外国語が英語選択（第2外国語がフランス語選択）という関係から、生徒■、生徒■及び生徒■の3名と仲が良かった。

被害生徒は、生徒■とは暁星小学校において小学1年生以降何回か同じクラスになったことがあり、宿泊行事で同じ部屋になったり、共通の友人と一緒に遊ぶこともあった。また、被害生徒は、生徒■とも同様に、小学1年生以降5、6年間にわたり同じクラスになったことがあり、修学旅行や校外学習も同じ班であって、かなり仲が良かった。取り分け、生徒■とは特に仲が良く、生徒■が被害生徒の自宅（被害生徒の祖母が経営している会社

の事務所であった可能性もある。)に行って遊ぶことがあったほか、昼休みには廊下等でゲーム等に関する世間話をよくしており、被害生徒が本件研修に参加した理由の1つには生徒■に誘われたという要素もあった。

他方、生徒■、生徒■及び生徒■の3名以外には、そこまで被害生徒と仲が良いと思われる生徒は本件研修に参加しておらず、前記イのとおり昼食を一緒に食べていた生徒■については顔を知っている程度の関係性であったようである。

(イ) 本件ビーチへの移動とB教諭の注意

B教諭及び生徒17名は、17時5分頃に本件ビーチへ到着した。

B教諭及び生徒17名は、海水浴の開始に先立ち、本件ビーチの浮き島の正面付近の場所にポップアップ式のテント（以下、単に「テント」という。）を展開し、生徒17名は、テント内に荷物を置いたが、その荷物の中には、B教諭が注意したにもかかわらずスマートフォン等が含まれていた。

B教諭は、盗難防止の観点からテント付近にとどまることとした上で、生徒に対し、単独で行動をしないよう、また、波が高いため無理をしないよう注意すると共に、必要があればB教諭が日本から持ってきた浮き具（空気を入れて膨らませると、A3サイズくらいの板状に膨らむもの）2個及びビーチボール2個を貸すことを伝えた後、生徒17名は17時10分頃、特に準備運動らしい準備運動をせずに、海水浴等を開始した。

なお、B教諭は、生徒17名全員に対する注意指導ではなかったものの、生徒の中には、今日は風が強いから気を付けるようにとか、泳ぐ力のない人は無理をしないように、今日は波が高くなっているから特に気を付けてほしいなどと注意を聞いた生徒がいるほか、生徒■が浮き島に行っても良いかと尋ねてきた際、生徒■に対し、浮き島に行っても良いが、自分の泳力を過信するな、あの海はすぐに深くなるため気を付けるよう伝えたほか、生徒■が波が高く海がきつい旨を述べてきた際は、生徒■に対し、無理に泳がないよう伝えていた。

(ウ) 海水浴の開始

i 海水浴の開始直後の状況

生徒17名は、大まかに2つのグループに分かれて、本件ビーチで遊び始めた。

すなわち、1つ目のグループは、波打ち際からそこまで遠くない浅瀬部分において、波が来る度にジャンプをして、身体が浮かび上がりながら波に押されたりすることを楽しむグループであり、高校1年生の生徒ほぼ全員で構成され、被害生徒もこのグループに入っていた。

また、2つ目のグループは、砂浜でサッカーをしようとしたグループであり、高校2年生の生徒で構成されていた。ただ、サッカーをするための準備に時間を要したことから、生徒■、生徒■及び生徒■は、早い段階でサッカーをすることを諦め、海で遊ぶこととし

た。他方、生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■は、なおサッカーをしようと準備を進めたものの、風が強かったことから、その場で空気を入れて膨らませただけの簡易的なボールではうまくサッカーをすることができなかった。加えて、本件ビーチは多数の海水浴客で賑わっており、生徒がサッカーをした場合、他の海水浴客に迷惑を掛けることが想定された。そのため結局、生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■もサッカーをすることを諦め、生徒■、生徒■及び生徒■は海で遊ぶこととし、生徒■は砂浜を散歩することとした。

ii 浮き島を目指す生徒が現れたこと

(i) 高校2年生の生徒■、生徒■及び生徒■並びに高校1年生の生徒■及び生徒■

前記 i のとおり、生徒■、生徒■及び生徒■は早い段階でサッカーをすることを諦めて海で遊ぶこととした上で、最初から他の高校1年生と共に海で遊んでいた生徒■及び生徒■と一緒に、浮き島を目指した。

生徒■は、泳ぎが苦手であったため、生徒■から借りたボディボード（ビート板と述べる者もいたが、実際は、上半身を載せることができるようなしつかりとした浮き具であった。以下「ボディボード」という。）を使用しながら、浮き島へ泳いで行った。波は強くボディボードが波で上下することがはっきりと分かるレベルであったものの、生徒■は、他の高校2年生である生徒■（水泳部所属。小学5年生のときの進級テストではクロール 50m が 45.95 秒、平泳ぎ 50m が 54.34 秒、2 級）及び生徒■と共に、足をバタバタと動かして浮き島まで泳いだ。

また、生徒■及び生徒■（水泳部所属。生徒■によるとクロール 50m を 30 秒程度で泳げるとのことである。）は、一緒になって浮き島を目指し、生徒■、生徒■及び生徒■と一緒に、あるいはその少し後に続くような形で泳いで行った。波が高く強かったため、生徒■は、息継ぎをしたときに口に水が掛かったり、ゴーグルをしていなかったため顔を上げて目付近を拭うときに少しだけ水を飲んでしまったほか、行きの途中で股関節を痛めてしまい、片足をうまく使うことができなかった。ただ、生徒■が生徒■をサポートしながら少しずつ泳いで、浮き島へと辿り着いた。

(ii) 高校1年生の被害生徒及び生徒■

被害生徒及び生徒■は、他の高校1年生と共に、波が来る度にジャンプをして遊んでいた。前記(i)のとおり、高校1年生の生徒■及び生徒■が浮き島を目指して泳いで行ったところ、それから少し遅れて、生徒■は、生徒■に浮き島に行ってくる旨を伝えた上で浮き島を目指して泳ぎ始め、被害生徒もその後続いて浮き島を目指して泳いで行った²³。波は結構高く、浮き島は風のせいか斜めになっていたものの、生徒■（小学6年生時にクロール 50m が 54.24 秒、平泳ぎ 50m が 69.00 秒、3 級）は、浮き島に辿り着

²³ 生徒の中には、被害生徒が生徒■や生徒■、生徒■と一緒に浮き島を目指したが、被害生徒が1人だけ戻ってきて、改めて浮き島を目指した姿を見たと述べる者もいた。

くことができた。

しかしながら、被害生徒は、浮き島に辿り着くことができず、後記(エ)のとおり溺れてしまった。

(iii) 高校1年生の生徒■、生徒■及び生徒■

生徒■（小学6年生時にクロール50mが51.00秒、平泳ぎ50mが60.00秒、2級）は、前記(i)のとおり高校1年生の生徒■及び生徒■が浮き島を目指して泳いで行った後、砂浜へ一度戻った上で、改めて海に入って、単独で浮き島を目指して泳ぎ始めた。しかしながら、波が結構高く、潮の流れも斜め横方向へ強く流れていたことから、生徒■は、前へ進むことが難しくなり、浮き島までの途中、このままでは体力が持たないと感じた。そこで、既に足が着かない場所に至っていたものの浮き島へ行くことを断念して、砂浜へと引き返した。

生徒■も、前記(i)のとおり高校1年生の生徒■及び生徒■が浮き島を目指して泳いで行った後、砂浜へ一度戻った上で、改めて海に入って、単独で浮き島を目指して泳ぎ始めた（生徒■と同じ頃に泳ぎ始めたと思われるが、生徒■も生徒■も、一緒になって泳いで行ったとの認識はなかったようである。）。しかしながら、生徒■は、波打ち際から浮き島までの距離の半分以下くらいの場所で足が着かなくなったことを受けて怖くなったため、浮き島へ行くことを断念して、砂浜へと引き返した。

生徒■も、高校1年生の生徒■及び生徒■が浮き島を目指すと言い出したため、砂浜のテントへ一度戻った上で、B教諭から前記(イ)の浮き具を借りて膨らませた。その浮き具を持って改めて海に入ったものの、生徒■及び生徒■は既に浮き島を目指して泳いで行ってしまった後であった。そのため、生徒■は、単独で浮き島を目指して泳ぎ始め、その途中で生徒■と会って浮き島へ行こうと誘ったものの、生徒■から断られた。生徒■は、引き続き浮き島を目指して泳いで行ったものの、何度か正面から波を受けて海水を飲んだりして、ようやく何分かかけて浮き島と波打ち際の間地点くらいの場所に辿り着いた。ただ、周囲にはあまり人がいない状況が生じていたところ、生徒■は、このまま足が攣ったり、波に浮き具を持って行かれたらどうしよう、誰も助けてくれないのではないかなどと考え出して怖くなったため、浮き島へ行くことを断念して、砂浜へと引き返した。

(iv) 高校2年生の生徒■

生徒■（小学5年生時にクロール25mが28.28秒、平泳ぎが記録なし、3級）も、どの時点で浮き島に行こうとしたのかについては定かではないものの、他の生徒の後に続いて浮き島を目指して泳ぎ始めた。しかしながら、足が着くかどうかの場所付近で、浮き島が遠くにあり、また、波が強すぎて、息継ぎをしようとする度に波がかかって水を飲んでしまい押し返されてしまったことから、自分にとって浮き島へ辿り着くことは無

理であると認識して浮き島へ行くことを断念し、砂浜へと引き返した。

iii 浮き島からの帰り及び生徒■の救助等

前記 ii(i) のとおり、高校 2 年生の生徒■、生徒■及び生徒■並びに高校 1 年生の生徒■及び生徒■が浮き島に辿り着き、その後、生徒■も辿り着いた。そして、生徒■、生徒■、生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■は、浮き島でメキシコ人の若者と一緒に、浮き島から海へ飛び込んだりする等して遊んだ。

しばらくすると、生徒■は、波で浮き島が揺れており酔いそうになったため、単独で砂浜へと戻った。生徒■においては、行きよりも帰りの方が泳ぐのが大変であり、真っすぐに進むことができず進行方向右側（カンヌ市街地側）へ流されてしまい、砂浜まで辿り着くのに時間を要した。

また、生徒■も、やはり浮き島が揺れて酔い始めたことから、生徒■と前後して単独で砂浜へと戻ることにした。生徒■は、泳ぎが苦手であり、浮き島までの行きはボディボードを使用していたものの、生徒■から股関節を痛めたことを理由にボディボードを貸して欲しいと言われ、生徒■は生徒■と同じ山岳部の後輩であったし、また、生徒■としても帰りは波が砂浜に向かって寄せていることから大丈夫であろうと考えた。そこで、生徒■は、生徒■に対してボディボードを貸すこととし、浮き島からの帰りはボディボードを持たずに砂浜へ戻ることにした。帰りは、行きと比べて波の様子が違うといったことはなかったものの、沖合から斜め横に進行方向右側（カンヌ市街地側）へと向かう強い潮に流されてしまい、泳ぐ距離も長くなった。生徒■は、最初のうちは完全に頭が出ている状態で泳ぐことができていたものの、途中で波を被って何度か水を飲み込んでしまい、なかなか砂浜に着かないこともあって慌てるようになった。生徒■は、このまま泳いで行っても波に飲み込まれて溺れてしまうと思い、その場にとどまって浮くことを優先しつつ、日本語で叫んで助けを呼んだ。そうすると、周囲にいた外国人が近寄って来た上で声を掛けてきたため、生徒■は助けて欲しいと救助を求めた。外国人は、周囲の人間を呼んだ上で、合計 5 名程度で生徒■の四肢を海面に上げて、生徒■が大の字になるような形で砂浜へと運び、生徒■を救助した。

生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■は、生徒■が浮き島から砂浜へ戻り始めてしばらくしてから砂浜へと戻ることとし、無事に砂浜へ辿り着いた。ただ、その際、生徒■においては、進行方向右側（カンヌ市街地側）へ流されてしまったため結構危ないと思い、生徒■においても、強い潮の流れによって進行方向右側（カンヌ市街地側）へ流されてしまい、泳ぎながら方向を修正しないと真っすぐに進めないと感じ、生徒■においてもボディボードがあったため行きよりは楽であったものの、かなり頑張って泳ぐ必要があったと感じたものである。

iv A教諭ら2名の行動

B教諭は、海水浴の開始以降は、テント付近におり、生徒が本件ビーチで遊ぶ様子を見ていた。生徒■も、B教諭と一緒にいて、基本的にはテント内で荷物番をしていた。B教諭は、生徒が前記iのように大まかに2つのグループに分かれて遊び始めたこと自体は認識していたものの、誰がどこにいるかについてまで正確に把握できていたわけではなかった。

また、A教諭は、生徒が海水浴を開始してから10分程度が経過した17時20分頃に、現地学校から本件ビーチに来た。そして、砂浜の陸側に設置された歩道上から生徒が遊んでいる状況を概観した上で、砂浜に降りてきてB教諭と合流して、やはり生徒が本件ビーチで遊ぶ様子を見ていた。A教諭は、砂浜で遊んでいる生徒、海の浅瀬で遊んでいる生徒、沖に向かって泳いで行く生徒に分かれていることを把握したものの、やはり誰がどこにいるかまで把握できていたわけではなかった。

そのような中、前記iiiのとおり、生徒■が外国人に救助された上で付き添われながら、テントへ戻ってきた。A教諭は、生徒■に対し、救助された経緯を聴取確認した上で、生徒■が単独行動をしたことについて叱責し、生徒■をテント内で休憩させた。また、B教諭は、浮き島から砂浜に戻ってきた生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■を見つけると、生徒■と同じ高校2年生である生徒■及び生徒■に対し、生徒■を単独行動させたことについて叱責し、生徒■のケアをサポートするよう指示した。しばらくして18時頃に、生徒■が寒気と吐き気を訴えたため、A教諭は、生徒■及び生徒■と共に、生徒■を救護所（テントから突堤を超えて100mほどカンヌ市街地側へ行った砂浜にある救護所）へ連れて行くために歩き出した。

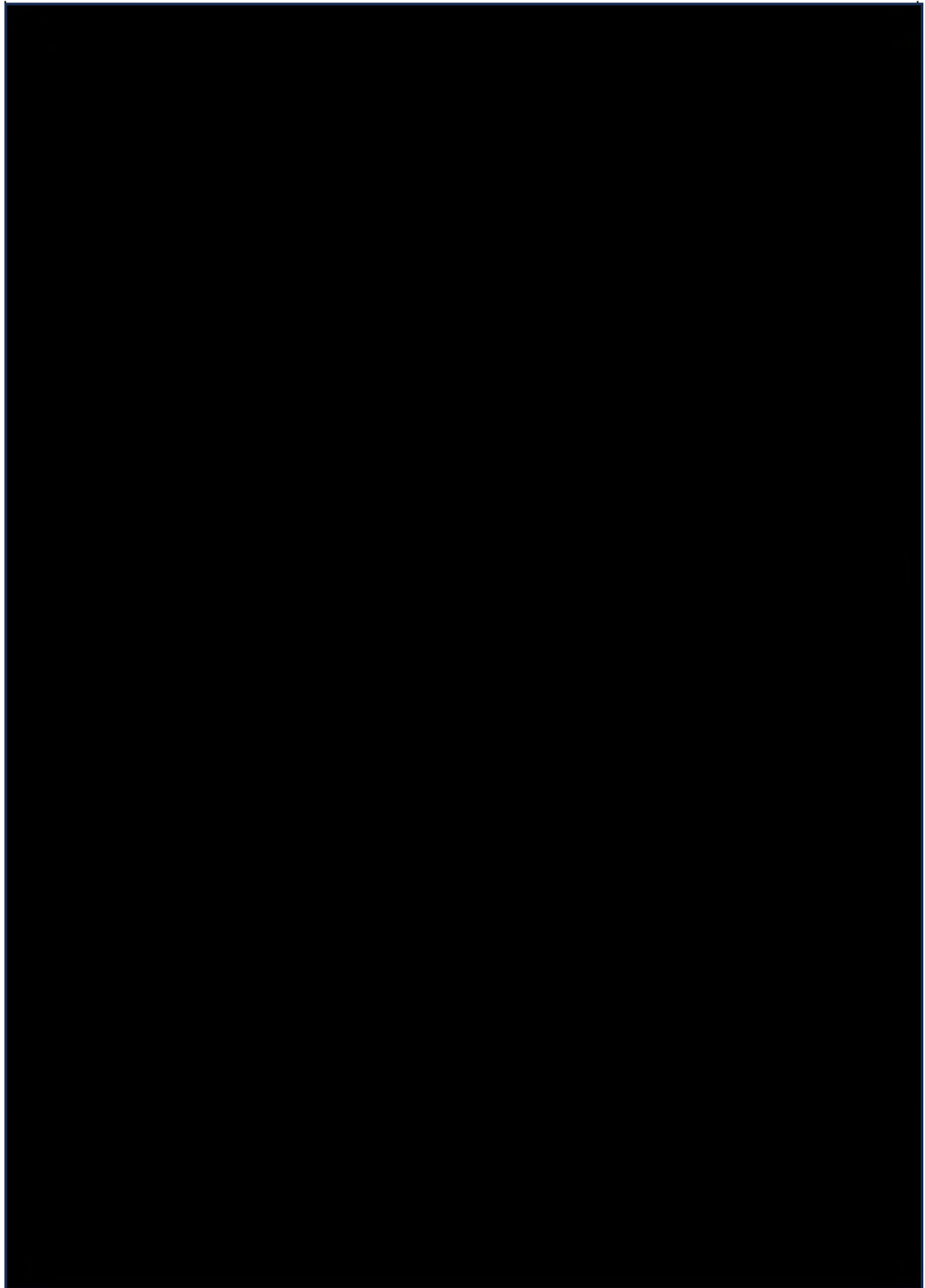
その直後、B教諭は、現地の警察官からグループ内に見当たらない者がいないかとの質問を受けた。B教諭は、点呼を取って生徒の人数を確認し、その結果、被害生徒が見当たらないことが判明した。B教諭は、警察官から現在1名が救命活動を受けている旨を告げられ、当該1名の本人確認を求められたことから、この警察官に同行して救助現場（テントから見てカンヌ市街地側にある突堤付近）まで移動した。そして、18時5分頃、被害生徒が救命活動を受けている状況を確認して、被害生徒が危険な状態にある事実を初めて認識把握した。

(エ) 本件事故の発生

前記ii(ii)のとおり、被害生徒は、浮き島に辿り着くことができず溺れてしまった。

被害生徒が溺れてしまった直接的な原因については、本調査において認められた事実から推認していくほかないが、W医師による本件診療情報提供書等を踏まえた医学的な意見の概要は、次のとおりであった。





そして、前記(ア)ivのとおり被害生徒の健康状態については特段問題がなかったこと、本件事故発生時に本件ビーチ付近をボート等が行き来していた事実は認められなかったこと、本件事故発生時は波が高く、沖合から斜め横にカンヌ市街地側へと強く潮が流れていたこと、水泳部所属の生徒■及び生徒■においても浮き島から砂浜へ戻ることが必ずしも容易ではなかったこと、それぞれの生徒において泳力は違うものの、前記 ii (ii)～(iv)のとおり生徒■、

生徒■、生徒■及び生徒■の4名が浮き島へ行こうとしたが断念したほか、前記iiiのとおり生徒■が自力で砂浜に戻ることができず溺れかけた所を救助されたこと、及びレンヴァル小児病院の医師も被害生徒保護者に対して溺死である旨を説明したことが認められる。

前記W医師による医学的な意見の概要に加えて、これらの事実を考え合わせると、被害生徒は、砂浜から浮き島までの道中、高い波を受けて水を飲み込んでしまったことや、足が着かないこと、潮が強く沖合から斜め横にカンヌ市街地側へ向かっており一向に浮き島へ辿り着かないことなどからパニックに陥ってしまい、更に水を飲み込んでしまう、という悪循環に陥ってしまった可能性が高いと考えられる。そして、溺水により遂には呼吸不全となって意識レベルが大きく低下した結果、そのまま沖合から斜め横にカンヌ市街地側へ向かう潮の流れに流されてしまい、その途中で心停止あるいはそれに近い状態に至った。そして、それから程なくして、無防備なまま突堤の岩場に打ち付けられ、急性硬膜下血腫を来とし、致命的な状態に至ってしまったと推認される。

なお、被害生徒が溺れた時刻についても、調査において認められた事実から推認していくほかないが、本件診療情報提供書2頁が「心肺蘇生（CPR）は、消防隊の看護師の到着の12分前から行われていた」と記載しており、18時4分に「VLI（緊急救命チーム）による引継ぎ、AED装着」と記載していること、海水浴客によって被害生徒が発見・救助されてから心肺蘇生措置が開始されるまでに数分程度の時間を要するというべきこと、被害生徒が浮き島へ行く途中で溺れてから突堤付近へ流れ着くまでに相応の時間を要すること、及び17時10分頃に海水浴が開始され被害生徒が浮き島へ向かうまでにはある程度時間が経過していたと認められることからすると、被害生徒が溺れた時刻は17時30分頃であったと推認するのが相当である。

4 本件事故発生後の対応、経緯

(1) 7月21日（フランス時間）

ア 17時45分頃（フランス時間）／同月22日0時45分頃（日本時間）

（ア）被害生徒について

被害生徒は、海水浴客によって、17時45分頃に突堤の岩場付近を漂っている状態で発見され救助された。

17時52分から心肺蘇生措置が開始され、18時4分以降は緊急救命チームが引き継いで心肺蘇生措置が継続された。B教諭はこの頃、被害生徒が救命活動を受けている状況を確認して、被害生徒が危険な状態にある事実を認識把握した。

被害生徒の心肺停止状態はなお継続し、18時21分によりやく心拍が再開するに至ったものの、18時28分には再度心肺停止を来した。ただ、緊急救命チームが心肺蘇生措置を再

開すると、再び心拍が確認できるようになり、被害生徒は、その後 19 時頃に救急車によりレンヴァル小児病院へ救急搬送されて、19 時 36 分に同病院に到着・入院して集中治療を受けることとなった。

当該救急搬送には B 教諭が同行しようとしたが、緊急救命チームから同行が認められなかった。A 教諭ら 2 名は、誰が被害生徒及び生徒■のいずれに付き添うかに関する役割を交替することとし、後記(イ)のとおり、B 教諭が生徒■の救急搬送に同行した一方、A 教諭は現地学校に戻った後、現地学校保有の自動車被害生徒が救急搬送されたレンヴァル小児病院へ向かった。

(イ) 生徒■について

生徒■は、前記 3(2)エ(ウ)ivのとおり、18 時頃に寒気と吐き気を訴えたため、A 教諭、生徒■及び生徒■と共に、救護所に向かって歩き出した。A 教諭は、生徒■の移動速度が遅いことから、生徒■及び生徒■に生徒■を任せて、1 人だけ走って移動し、18 時 9 分に救護所に到着した。

A 教諭は、救護所にはライフセーバーを含め誰もいなかったことから突堤付近の人ばかりに向かったところ、B 教諭と合流して、その場で被害生徒の救命活動が行われていることを把握した。A 教諭は、臨場していた警察官から、被害生徒の救命活動については緊急救命チームに任せるよう指示を受けたため、警察官に対し、生徒■の状況を伝えて生徒■の救護を求めた。

生徒■は、18 時 13 分に生徒■及び生徒■と共に救護所に到着して、椅子に座って待っていたが、18 時 40 分頃から、救急車（被害生徒が救急搬送された救急車とは別の救急車である。）内において手当を受けた。その後、Centre Hospitalier de Cannes（以下「カンヌ医療センター」という。）へ救急搬送されて入院治療を受けることになり、当該救急搬送には B 教諭が同行した。

(ウ) 他の生徒について

前記 3(2)エ(ウ)ivのとおり、B 教諭は 18 時頃、警察官からグループに見当たらない者がいないか質問を受けたことから、生徒の人数を確認した上で、警察官に同行して救助現場まで移動することになった。その際、B 教諭は、生徒（生徒■に付き添っていた生徒■及び生徒■を除く。）に対し、テント付近で待機するよう指示したものの、高校 2 年生である生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■は、生徒■が学生寮に戻ったと思い、また、生徒■のことを心配して、学生寮に戻った。

それ以外の生徒は、テント付近で待機していたが、B 教諭が 18 時 20 分頃にテント付近に戻って来て学生寮に戻る旨を告げたため、B 教諭と共に学生寮に戻り、これ以降は学生寮内で過ごした（なお、B 教諭はその後、生徒■のもとに戻り、前記(イ)の救急搬送に同行した。）。

イ 19 時頃以降（フランス時間）／同月 22 日 2 時（日本時間）以降

前記ア(ア)のとおり、A 教諭は、現地学校保有の自動車でレンヴァル小児病院へ向かったが、その道中、H 社に対して本件事故に関して報告すると共に、サポートを求めた。

A 教諭は、20 時 46 分にレンヴァル小児病院に到着して待機し、その後 H 社の社員である■■■■氏もレンヴァル小児病院に到着した。

ウ 22 時 20 分（フランス時間）／同月 22 日 5 時 20 分（日本時間）

B 教諭は、Teams のチャットにより、甲校長、F 教頭及び G 教頭に対し、被害生徒が「カンヌの海水浴場で波にのまれ、心肺停止につき、フランスニース市ランヴァル Lanval 小児病院にて蘇生対応中です。心拍が安定せず、予断を許さない状況です。」と報告すると共に、H 社のサポートを得て被害生徒保護者に国際電話をしてレンヴァル小児病院に急行してもらえよう依頼する旨、及び暁星高校からも急を要する話として被害生徒保護者に連絡をお願いしたい旨を伝えた。

エ 23 時 23 分（フランス時間）／同月 22 日 6 時 23 分（日本時間）

G 教頭は、Teams のチャットにより、B 教諭に対し、暁星高校に待機して続報を待つ旨、及び被害生徒が無事であることを祈っている旨を伝えた。

オ 23 時 48 分（フランス時間）／同月 22 日 6 時 48 分（日本時間）

B 教諭は、Teams のチャットにより、甲校長、F 教頭及び G 教頭に対し、A 教諭から被害生徒保護者と連絡が取れたとの報告があった旨、被害生徒保護者が本日フランスへ出発できるよう H 社に旅券等を手配してもらっている旨、被害生徒の容態については続報がなく、A 教諭がレンヴァル小児病院に待機している旨、及び新しい情報が入り次第連絡する旨を伝えた。

(2) 2025 年 7 月 22 日（フランス時間）以降

別紙 3 のとおりである。

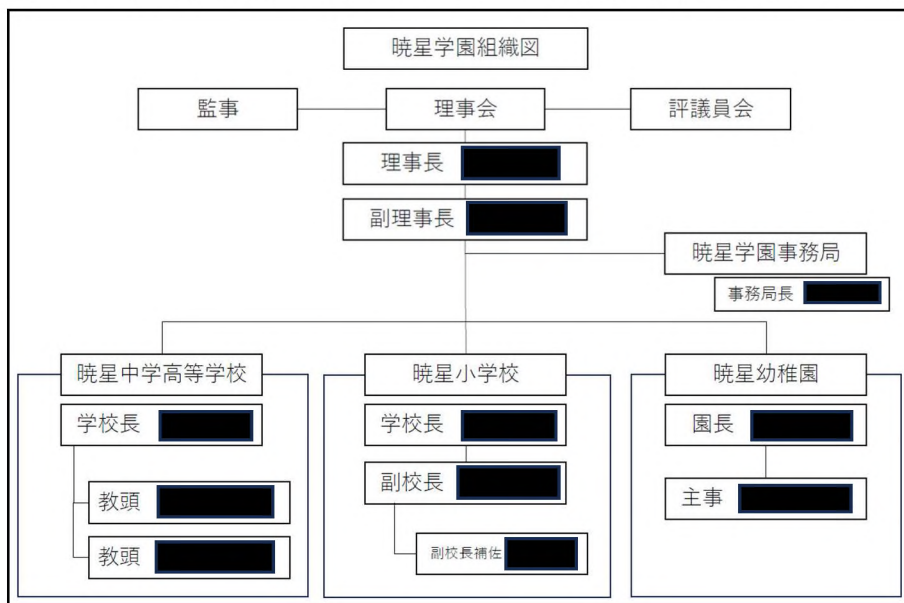
5 暁星高校における教育安全体制

(1) 暁星学園の組織体制

暁星学園全体の組織図は、下図のとおりであった。

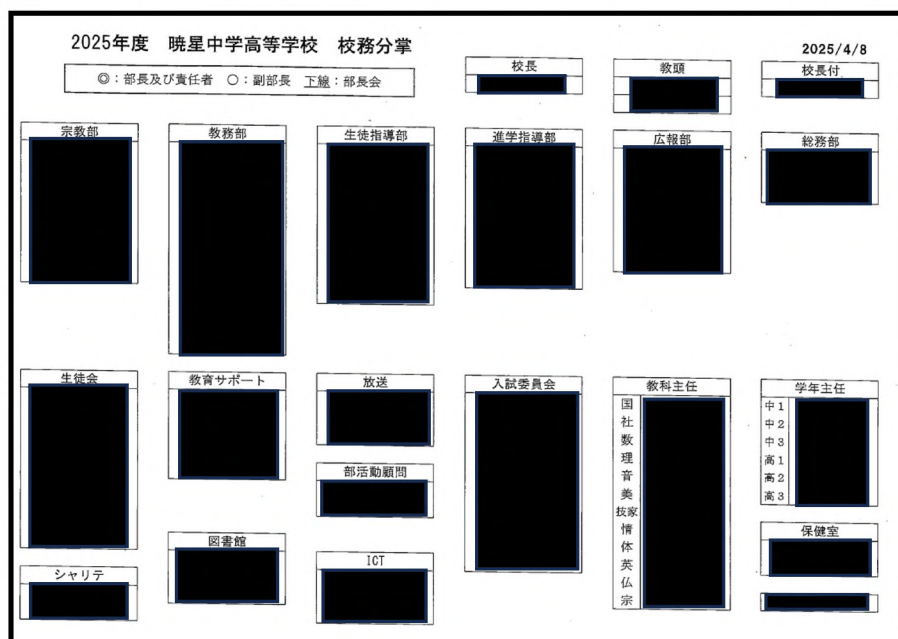
なお、乙理事長は 2024 年 4 月に暁星学園の理事長に、甲校長は 2022 年 4 月に校長に、F 教頭

は2021年4月に教頭に、G教頭は2025年4月に教頭に就任したものである。



(2) 暁星中学高等学校における校務分掌状況

次に、2025年度の暁星中学高等学校における校務分掌状況は、下図のとおりであった。



2025年度において、A教諭は、広報部に所属すると共にフランス語の教科主任であり、B教諭は、教務部に所属すると共に入試委員会にも所属していた。

暁星中学高等学校には、いわゆる安全教育（「児童生徒等自身に、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うと共に、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能

力を育成することを目指して行われる」²⁴教育)及び安全管理(「事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去すると共に、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われる」²⁵管理)を統一的、横断的に担当する部署はなかった。

すなわち、総務部が避難訓練を担当し、体育科や保健室が運動会を担当し、生徒会が文化祭を担当する等、個々の学校行事や取組に紐づいた部署・組織が安全教育及び安全管理の一部を事実上担当していた、というのが実態であった。また、暁星高校においては、甲校長を委員長、F 教頭を副委員長とする緊急時対策委員会(防火・防災管理業務の運営上、基本となる事項について審議する会議体)が設置されていたようであるが、議事録は作成されておらず、甲校長においてもどのようなことを話したのか記憶がないとの説明があった。

これらを考え合わせると、暁星高校においては、統一的、横断的に安全教育及び安全管理を推進していく部署や担当者が誰であるかが不明な状況が生じていたとみざるを得ない。

(3) 暁星高校における一般的な教育安全体制

ア 学校安全計画の策定状況

学校保健安全法 27 条は、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定しており、いわゆる学校安全計画(安全教育の内容と安全管理の内容とを関連させ、統合した、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画)²⁶の策定・実施を義務付けている。

また、文科省指針 13 頁は、学校安全計画に盛り込むべき内容として、「避難訓練等も含めた安全教育」、「学校の施設及び設備の安全点検」、「教職員の研修等」、「教職員の共通理解の下、計画に基づく取組を進めていく」ことを挙げている。そして、学校安全計画と言っても、学校によってその作成内容や精度は様々であると推察されることに留意する必要があるものの、文部科学省実施の「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査〔令和 5 年度実績〕」²⁷16 頁によると、私立の高等学校においては 89.1%の学校が作成している状況にある。

この点に関して、暁星高校は、本件事故時点において、学校安全計画といえるようなものを策定していなかった。すなわち、暁星高校は、「防災計画および安全管理規約」(以下「暁星高校防災計画」という。)を策定していたものの、暁星高校防災計画は 1998 年 4 月 1 日に策定さ

²⁴ 文部科学省「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」11 頁

²⁵ 文部科学省「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」11 頁

²⁶ その作成例が、https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_09.pdf の 7 頁目～8 頁目に紹介されている。

²⁷ https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/data/r05/ope_dev05-3.pdf

れ、2000年4月1日及び2004年4月1日に一部改正されたにとどまっており、それ以降は、教職員の入職や退職等を踏まえて前記(2)の緊急時対策委員会の構成員や火元責任者等を更新する程度の改正しか行われておらず、その規定内容を見ても、学校安全計画、すなわち安全教育の内容と安全管理の内容とを関連させ、統合した、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画と評価することは困難である。

なお、甲校長、F教頭及びG教頭によると、学校保健安全法27条に反して学校安全計画を策定していなかった理由は不明とのことであった。

イ 危機管理マニュアルの策定状況

学校保健安全法29条1項は、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。」と規定した上で、同条2項が「校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。」と規定しており、いわゆる危機管理マニュアルの作成や周知等を義務付けている。

また、文科省指針6頁は、「事故発生の未然防止のために必要な事項は、危機管理マニュアルに定め、そのことを実践することが必要である。」、「危機管理マニュアルの見直しに当たっては、全国の学校等で発生した重大事故や、校内等で発生したヒヤリハット事例も踏まえ、適宜、自校の状況に照らして、検討していく必要がある。」と説明しているほか、文部科学省「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」（8文科初第58号）も、校外活動時の安全の確保については「改めて、以下資料等を参考に、各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容を点検いただき、必要に応じて改訂等を行っていただきたい。」と説明している。そして、やはり学校によってその作成内容や精度は様々であると推察されることに留意する必要があるものの、上記「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査〔令和5年度実績〕」78頁によると、私立の高等学校においては96.8%の学校が危機管理マニュアルを作成している状況にある。

この点に関して、暁星高校は、本件事故発生時点で、全般的な危機発生時における対応を記載した危機管理マニュアルといえるようなものを作成していなかった。暁星高校は、不審者マニュアル（ただし、A4で3分の1ページ程度の簡易的なもの）等、局面ごとのマニュアルを作成していたにとどまっていた。

なお、本件事故発生後に初めて、危機管理マニュアルを策定したものの、当該危機管理マニュアルを見ても、文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」が「事前の危機管理」として挙げている項目（体制整備、点検、避難訓練、教職員研修、安全教育）に相当する内容のものがあまり見受けられないように思われる。

ウ 教職員に対する学校安全に関する校内研修の実施状況

文科省指針 5 頁は、「全国の学校等で発生した重大事故をはじめ、校内等で発生したヒヤリハット事例も教職員間で共有することは、実効性ある学校安全の体制を構築する上で非常に重要である。」と説明すると共に、同 7 頁は、「教職員は、事故の発生を未然に防ぐとともに、万が一事故が発生した場合は、児童生徒等の安全確保を優先し、被害を最小限にとどめ、事故に遭った被害児童生徒等の心のケアやその保護者の支援などについて十分な対応を行うことが大切である。そのためには、心構えも含めて教職員の資質を高めておくことが必要であり、各学校は、教職員の危機管理に関する資質の向上を図る研修等を通じて、教職員個々に、状況に応じた判断力や機敏な行動力等の対応能力を高めることが重要である。」と説明している。そして、上記「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査〔令和 5 年度実績〕」72 頁によると、私立の高等学校において、教職員を対象とした学校安全に関する校内研修として何らかのものを実施した学校は 79.6%である。

この点に関して、暁星高校は、管理職をしてリスクマネジメントのセミナーを受講させたり、管理職において学校リスクマネジメント推進機構送付のメールの定期配信を受けるといったことは実施しているものの、甲校長が学校安全に関する研修や勉強をするチャンスがなかった旨説明し、F 教頭が安全管理について理解が全くできないまま今日を迎えてしまった旨説明したことを踏まえると、どこまで実効的なものであったかについては疑問というべきである。

他方、管理職でない教職員（A 教諭ら 2 名を含む。）に対しては、スクールロイヤーを通じていじめや教育現場におけるリスク等に関する講演を受けたり、3 年に 1 回の普通救命講習（心肺蘇生や AED、異物除去、止血法などを学ぶコースである。）を受けさせているほかは、生徒と共に避難訓練に参加したり、中学 1 年生が参加する防災体験学習（東京消防庁本所防災館の見学）に同行したり、顧問を担当している部活動との関係で個々の教員が安全に関する研修を受けることがある程度であった。

このように、暁星高校においては、教職員会議や学内研修会等を通じて危機管理の課題と対応について話し合いが行われることはなく、いわゆる卓上訓練やケーススタディも実施されていなかった。

エ 生徒に対する安全教育の実施状況

文科省指針 10 頁は、「学校安全を図る上では、教職員の研修だけでなく、児童生徒等自身が安全について学び、自ら危険を回避できる行動がとれるよう、安全教育の充実が重要である。各学校においては、安全教育の意義・目標を確認し、学校安全計画に基づき、教科等における指導のみならず、教育活動全体を通じて、その充実を図ることが期待される。」と説明している。

また、一般的に、安全教育の目標は、校種別に言うと下表のとおりとされており、「教職員は、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するため、学校の教育活動全体でカリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育

の実施が求められる。」と考えられている²⁸。

校種	安全教育の目標
幼稚園	日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。 また、災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。
小学校	安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。
中学校	地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。
高等学校	安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

この点に関して、暁星学園は、幼稚園、小学校、中学校及び高校の4校種から構成されているところ、本件研修に参加した生徒のうち、暁星小学校から暁星学園に所属していた生徒（暁星幼稚園から所属していた生徒を含む。）は被害生徒を含め14名であり、暁星中学校から暁星学園に所属していた生徒は6名であった。暁星小学校や他の小学校においては、プールにおける着衣水泳に関する実習のほか、溺れたときは慌てずに浮かんで待つことの重要性が指導されており、暁星学園は、生徒が暁星中学校に入学する際、オリエンテーションとして、地震や台風・大雪、交通機関のストライキ、インフルエンザ流行等の緊急時の対応について説明しているものの、その程度にとどまっていたと思われる。

この点について、当委員会は生徒に対して安全教育の実施状況についてもヒアリングを実施したところ、生徒からは、上記のような着衣水泳のほかは、長期休暇に入る前に、先生から生

²⁸ 文部科学省「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」28頁、110頁

徒に対し気を付けるべき旨の注意があったことが挙げられた程度であり（ただし、夏休み前には、海や川で溺れないよう注意されていたようであった。）、生徒 1 名を除き、暁星中学校及び暁星高校において日常に潜む危険の予測や回避に関する授業を受けたことがあると述べた者はいなかった。

また、前記のとおり、統一的、横断的に安全教育及び安全管理を推進していく部署や担当者が誰であるかが不明な状況が生じていた結果と思われるが、暁星高校や暁星中学校においては、安全教育を実施する必要があるという認識が乏しかったように思われる。甲校長も安全教育として具体的に何をしているかについては分からない旨説明しており、暁星幼稚園や暁星小学校との間でも、生徒に対して、どの段階でこういった安全教育を実施すべきであるか等の協議や調整を行っていなかったものと考えられる。

オ 学校の施設等に対する安全管理の実施状況

学校保健安全法 27 条は、「学校の施設及び設備の安全点検」について「計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定しており、学校保健安全法施行規則 28 条は、これを受けて、「法第 27 条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的行わなければならない。」と規定し、定期的な安全点検の実施を義務付けている。そして、上記「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査〔令和 5 年度実績〕」36 頁によると、私立の高等学校において、月に 1 回以上の頻度で安全点検を実施している学校の割合は 19.9%であり、安全点検の実施者（複数回答）は学校の教職員の割合が最も多く 90.9%、次いで有識者や専門業者が 30.0%である。

この点に関して、暁星学園は、点検業者に対して消防法 17 条の 3 の 3 規定の消防用設備等点検を委託して実施した上で、東京消防庁に対し、その点検結果報告書を提出している。2025 年 5 月 8 日に提出した当該点検結果報告書においては合計 6 項目に不備（自動火災報知設備の不作動や避難器具使用方法表示板の劣化等）が認められたものの、暁星学園は、同年 8 月に改修した上で東京消防庁に対して報告しており、その後、東京消防庁から消防法 4 条に基づく立入検査を受けたものの特に違反指摘事項はなかった。

また、暁星高校は月 1 回、多目的棟（マリア館）、講堂・体育館、聖堂及び GMC（暁星ミッションセンター）に関して巡視点検を実施しているほか、やはり月 1 回、消防設備自主点検を実施している。もっとも、それ以外の建物（事務棟、本校舎及び部室棟）については当委員会に対して巡視点検記録が提供されていないこと、消防設備自主点検については 2010 年度以降は点検項目が 58 項目から 12 項目へ大幅に簡素化され、かつ、2012 年度以降は当該 12 項目全てにわたり問題ない旨の記載（「○」の記載）のみが継続していること、並びに甲校長が当該巡視点検及び当該消防設備自主点検の実施を認識できておらず、F 教頭及び G 教頭も同様であったと思われることに照らすと、果たしてこれらの点検をもって、学校保健安全法 27 条が実施を義務付けている安全点検であることを問題なく満たしていると評価できるかについては疑義が

ある。

カ その他

暁星高校は、警備業者に委託して、校内に警備員を常駐させている。警備員は、毎日暁星学園警備日誌を作成しており、当該警備日誌は、甲校長、■■■■事務局長、小学校担当者及び施設担当者に回覧されている。当該警備日誌には、朝に機械警備システムを解錠した時刻や施錠した時刻、来訪者数や退館者数、巡回時間や異常の有無、警備実施内容が記載されている。

また、暁星高校の理科においては、理科実験で使用する危険物については薬品室内の鍵付きの保管庫に保管することを定めており、その保管している危険物について一覧表を作成している。

第3．本件事故の発生要因

1 当時の海の自然条件は遊泳するには危険性が高い状況にあったこと

本件事故時の自然条件は前記第2の3(2)エ(ア) i のとおりであった。

それぞれの海水浴場における個別具体的な環境にも依るため必ずしも一般化できるわけではないが、日本の場合、「遊泳注意は有義波高が0.6m程度から発令されるようであり、遊泳禁止は、有義波高が1m程度以上の場合が多い。」とされており²⁹、「風速は6m/s以下が遊泳に適している」とされている³⁰。これらの数値基準を明示している自治体はあまりないものの、実際に、柏崎市においては、「風の状態：風速10メートル以上、波の高さ：1.0メートル以上」の場合は遊泳禁止としており、「大変危険な状態です。絶対に入水しないでください。遊泳中の方は、直ちに浜へ上がってください。」としている³¹。

前記第2の3(2)エ(ア) i (i)の風速や波高等の数値に加えて、一般的に海での遊泳においては離岸流の存在に留意すべきとされていること（ただし、現実には本件事故当時、離岸流が発生したとの事実は認められていない。）や本件ビーチにはライフセーバーや監視員が置かれていなかったことを併せ考えると、本件事故発生当時、現地では遊泳禁止とされていなかったとしても、本件ビーチで遊泳することは危険性が高く、本件ビーチの管理者の判断によっては、遊泳禁止と判断されてもおかしくない状況下にあったと思われる。更に、本件ビーチでは沖合から斜め横にカンヌ市街地側へ向かう強い潮の流れが生じていたことを考慮すると、足の着かない深さでの遊泳には高い溺水の危険性があったというべきである。

²⁹ 塩見雅樹外「海岸における市民の安全性に関する一調査」海洋開発論文集11号381頁（<http://library.jsce.or.jp/jsce/open/00011/1995/11-0381.pdf>）

³⁰ https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/swimming/02_attention/index.html

³¹ <https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshikiichiran/sangyoshinkobu/shogyokankoka/kankosinko/umi/kaisuiyoku/32944.html>

このことは、現に、前記第2の3(2)エ(ウ)iiのように生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■が浮き島に行くことを断念し、生徒■が浮き島から砂浜に戻る際に溺れかけ、被害生徒が浮き島に行く途中で溺れてしまったことから基礎付けられるといえる。

また、前記第2の3(2)エ(ア)i(ii)のとおり、本件研修時における波打ち際から浮き島までの距離は少なくとも50mはあったというべきである(60mを超えていた可能性も十分ある。)。そして、前記第2の3(2)エ(ア)i(iii)のとおり、波打ち際から10m程度進むと水深は2m程度となり足が着かなくなることからすると、浮き島へ向かう場合、約40m程度にわたり足が着かない状態で泳ぎ切る必要があり、仮に泳ぎ切れなければ他者に救助されない限り溺れてしまうことになる。

被害生徒が溺れた地点を具体的に特定することは困難であるものの、浮き島及び突堤の位置関係及び沖合から斜め横にカンヌ市街地側へ向かう強い潮の流れによって突堤付近まで流されたことを考慮すると、被害生徒は、遊泳禁止と判断されてもおかしくない危険な状況下において浮き島へ泳ぎ出したものの、残念ながら浮き島に辿り着くことができず、その途中で、足が着かないことや高い波を被って水を飲んだこと等が要因となって、前記第2の3(2)エ(エ)の機序により溺れてしまったものと推認される。

2 引率教員の指導の問題性

前記1のとおり、本件事故発生当時、本件ビーチで遊泳することには高い危険性があったが、A教諭ら2名の引率教員は、そうした認識を持つに至らなかった。その結果、本件事故の発生につながる要因として、以下の2点の問題性が指摘できる。

そして、A教諭ら2名が上記危険性の認識を持つに至らなかった背景には、フランス語科全体の危機管理意識の不十分さ、更には暁星学園全体の危機管理意識の不十分さがあることは後記4及び5のとおりである。

(1) 引率教員が前記1の遊泳の危険性を認識していなかったため、遊泳の適否や遊泳範囲の制限等の判断を怠り、結果として浮き島へ行くかどうか等の判断を生徒自身に委ねることになったこと

本件事故が発生した2025年7月21日(フランス時間)は日本からフランスに到着した日の翌日であり、また、同日午後には30度近い気温のもと市内散策を行ったものの、被害生徒を含む生徒において、海水浴に支障をきたすような疲労や時差ボケが生じていたとは認められなかった。

また、海水浴をするために本件ビーチへ移動する前に、A教諭は、生徒に対し、海水浴に行きたい生徒だけで行けば良く、疲れている生徒は学生寮の自室で休んでいて良い旨を伝えており、B教諭も、今後も海水浴をする機会があることから無理をしないよう伝えていた。これに伴い、前日から体調不良を訴えていた生徒■は、生徒■及び生徒■と共に、学生寮に残って海水浴に参加しなかったものであり、このようなA教諭ら2名の対応は適切であったというべきである。

しかしながら、前記 1 のとおり、本件ビーチは本件事故発生当時、遊泳するには危険性が高く、少なくとも浮き島までの遊泳には適さない自然条件にあったにもかかわらず、A 教諭ら 2 名は、本件ビーチが遊泳禁止とされていないことに気を許し、その危険性の認識を欠いたため、遊泳の適否及び遊泳範囲の限定等の判断を怠り、その結果、それぞれの生徒の泳力や海水浴の経験を確認・把握しないまま、浮き島へ行くかどうかの判断や B 教諭が持参した浮き具を使用するかどうかの判断を生徒自身に委ねることとなった。その結果として、高校 2 年生の生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■、並びに高校 1 年生の生徒■、生徒■、被害生徒、生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■の合計 11 名が浮き島を目指すこととなり、5 名（生徒■、生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■）は無事に砂浜と浮き島間を往復できた一方、4 名（生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■）は危険を感じて浮き島へ行くことを断念し、1 名（生徒■）は溺れかけ、1 名（被害生徒）は溺れてしまったものである。

この点、被害生徒の泳力をみると、小学 6 年生時の進級テストの結果や小学 2 年生から小学 6 年生までスイミングスクールに通っており同スクールで最上級の 1 級を取得していたこと等に照らすと、本件事故発生当時の被害生徒の泳力は相当程度あったと思われ、プールであったり、海でも前記 1 のような厳しい自然条件下でなければ、砂浜と浮き島の間を問題なく往復できたのではないと思われる。しかしながら、前記 1 のような厳しい自然条件のほか、被害生徒における砂浜での海水浴の経験が 1 回のみであり、波が高く潮の流れも強い厳しい自然条件下の海での遊泳をしたことがなかったことや単独で浮き島を目指したこと、浮き具を使用していなかったことが相俟って溺れてしまったものであり、A 教諭ら 2 名が、被害生徒の海水浴の経験を確認・把握しないまま、実際に浮き島へ行くかどうかや B 教諭が持参した浮き具を使用するかどうかについての判断を被害生徒に委ねたことが、本件事故が発生した要因の 1 つであったというべきである。

なお、あくまでも結果から見た話にすぎないが、生徒■が溺れかけ、被害生徒が溺れてしまい、生徒 4 名（生徒■、生徒■、生徒■及び生徒■）が浮き島へ行くことを断念したという結果を見ると、A 教諭ら 2 名が生徒自身の判断に委ねた対応は極めて危険なものであり、ともすると、より多くの生徒が被害生徒や生徒■と同様の事態に陥ったとしても不思議ではなかったと思われる。

(2) 引率教員が前記 1 の遊泳の危険性を認識していなかったため、生徒に対して海で遊泳する場合の危険性等について適切な説明や注意を伝えなかったこと

前記第 2 の 3(1)ア及び同(2)エ(イ)のとおり、A 教諭ら 2 名の引率教員は、生徒に対し、本件研修中常に単独行動をせず、必ずグループで行動するよう（最低でも 2 人で行動するよう）注意しており、海に入る際にも、生徒の中には、B 教諭が「今日は波が高く風が強いから気を付けるように」、あるいは、「浮き島まで自信のある者は行ってもよいが、泳力を過信しないように」、といった注意を聞いた者もいた。

しかしながら、それらの注意は、前記 1 のような当時の海での遊泳の危険性を認識した上で行

ったものではなかったため、A 教諭ら 2 名の周囲にいた生徒や質問をした生徒に対する個別的、散発的なものであり、内容もごく一般的な注意に留まり、生徒全員に本件ビーチで遊泳することの切実な危険性を知らせるものではなかった。本来であれば、本件ビーチに来た生徒全員を集めて、注意を喚起しつつ、プールと海の違い、海での波の高さや潮の流れの怖さ、本件ビーチがどの位で足が着かなくなるか、少しでも危ないと感じたら直ぐに引き返すことなどを、説得力をもって伝える必要があったが³²、上記認識を欠いたことに加えてこれまでのフランス語語学研修で生徒が溺れたり、溺れかけた事故がなかったことや高校生であれば自ら遊泳の適否の判断ができるものと過信して、十分な説明や注意をしなかったものと思われる。

A 教諭ら 2 名自身は生徒らに必要な注意を与えたように認識している可能性があるが、生徒の多くは上記のような海での遊泳の危険性についての説明は聞いてないと述べており、A 教諭ら 2 名自身の認識がどうであれ、生徒にその趣旨が伝わっていない以上、注意したことにはならないといわざるを得ない。

仮に前記(1)のように A 教諭ら 2 名が遊泳の適否等を判断せず、生徒の判断に委ねたとしても、A 教諭ら 2 名が生徒全員に対して、入水に際して上記のような海での遊泳の危険性を十分に説明してその趣旨が伝わっていれば、本件事故の発生を防げた可能性があったものと考えられる。

3 海での遊泳におけるグループ行動の限界と危険性

前記第 2 の 3(1)ア及び同(2)エ(イ)のとおり、A 教諭ら 2 名は、生徒に対し、単独行動をせずに必ずグループで行動するよう（最低でも 2 名で行動するよう）注意しており、B 教諭は、本件事故発生前も、生徒 17 名に対して単独で行動をしないよう伝えていた。

しかしながら、A 教諭ら 2 名による注意指導である「単独で行動しないこと」を海での遊泳で貫徹することは難しく、現に、海水浴が始まると、波が高く、沖合から斜め横にカンヌ市街地側へ向かう強い潮の流れが生じていたこともあって、たとえ生徒において 2 名以上で行動をしようとしても、波に向かってジャンプする等して遊んでいると気が付いたらカンヌ市街地側へ 20m 程度流されている等、一定の限界があった。

これに伴い、生徒は、海水浴が始まってからしばらくするとバラバラになり始め、気が付いたら周りに生徒がおらず、単独で行動しているような状況に至っている生徒も見られ始めた。そして、前記第 2 の 3(2)エ(ア) ii のとおり、本件ビーチは多数の海水浴客で賑わっており、砂浜から沖合を見て、どこにどの生徒が何をしているのか等を正確に把握することが困難な状況にあった（また、B 教諭においては、生徒がスマートフォンを持参していたこともあってテントでの荷物番を優先せざるを得ず、波打ち際等の水難事故を警戒しやすい位置で専断的に監視できる体制をとることも困

³² V 教授からは、引率教員においては、本件ビーチの特徴に基づいた危険の告知やグループ行動の徹底、何かしらの事故が生じたときにどのようなルートで誰に連絡するかという事故発生時の対応の確認、海とプールとの違いを説明すべきであり、また、本来は引率教員が先に水に入って水温や浮き島までの距離等を確認すべきであったのではないかとコメントがあった。

難であった。)。そのため、A 教諭ら 2 名は生徒が本件ビーチで遊ぶ様子を見ていたものの、生徒一人一人の行動まで追跡観察し、単独で行動している生徒に対して適時に注意指導を行うことが困難となっており、生徒をしてグループ行動を徹底させることができない状況が生じていた³³。

そのような状況のもと、被害生徒は、前記第 2 の 3(2)ウのとおり本件研修前から親しかった生徒■、生徒■及び生徒■が学生寮に残ったこともあって、親しい友人とグループで行動することができず、本件研修で学生寮が同室となった生徒■の近くで行動していた。ただ、生徒■及び被害生徒は、本件研修までは顔を知っている程度の関係性にとどまっていたこともあって、高校 2 年生の生徒■、生徒■及び生徒■や高校 1 年生の生徒■及び生徒■のように相互に注意を払うまでには至っておらず、いずれも同じようなタイミングで浮き島に向かったものの、すぐにバラバラになって単独で浮き島を目指したものと思われる。

仮に海での遊泳においても単独行動を避け、グループ（最低 2 人）で行動することが貫徹できていれば、被害生徒に何らかの異変が生じた場合でも、近くにいた誰かが助けを呼ぶなどして、被害生徒の救助に繋がった可能性があるものと考えられるが、本件事故発生当時の状況では、上記のとおり、そうした集団行動の貫徹が困難であり、この点も事故発生の要因の 1 つとなったと考えられる。

4 A 教諭ら 2 名を含むフランス語科における危機管理意識の不十分性

前記第 2 の 1(3)イのとおり、フランス語科においては従前から、生徒の安全を確保する観点から次回実施されるフランス語語学研修の引率教員に対してトラブルやヒヤリハットを含めた引継ぎをすべきであるという意識が希薄であり、A 教諭ら 2 名も、フランス等への滞在経験が豊富であったことから、C 教諭及び D 教諭から引継ぎを受けるべき必要性を認識していなかった。その結果、A 教諭ら 2 名においては、C 教諭や D 教諭から過去のフランス語語学研修における思い出話のような形で伝え聞いていたものの、その程度にとどまり、過去のフランス語語学研修時のトラブルやヒヤリハットに関する情報の網羅的な共有を受けることはなかった。

また、前記第 2 の 1(2)のとおり、そもそも C 教諭や D 教諭が引率教員を務めた 2015 年や 2018 年、2019 年のフランス語語学研修においては、引率教員が本件ビーチにおける海水浴に同行しないことがむしろ当然視され、生徒だけで海水浴を行い、浮き島にも行っているような状況にあった。このようにフランス語科においては、海水浴を含む自由行動時のリスクへの認識が乏しかったのが実情であったとみざるを得ず、そのような実情のもと、長年にわたり本件事故のような重大な事故が生じなかったことは、単なる偶然（幸運の連続）にすぎなかったように思われる。

さらに、2023 年研修においては前記第 2 の 1(4)のような市バス同士の衝突事故に遭遇していたにもかかわらず、A 教諭ら 2 名間においては本件研修における留意事項をリスト化して共有するといったことはなかった。そして、A 教諭ら 2 名が H 社に対し、本件しおりについて、集合時間やグ

³³ V 教授からも、最初は引率教員 1 名で生徒 17 名を見ていたと思われるが、それは無理である旨、及びグループ行動の徹底やグループ内及びグループ間の連携、遊泳エリアを決めること等をする必要があったと思われる旨のコメントがあった。

ループ行動を遵守すると共に、Teams 等による事前連絡を徹底すべき旨や市バス同士の衝突事故を踏まえた注意事項の加筆を要請することもなかった。

このように A 教諭ら 2 名を含むフランス語科においては、長年のフランスでの語学研修において、重大な事故が発生しなかったことから、本件研修を実施するにあたり、行程の各場面で具体的にどういった危険が潜んでいるかについて検討し、これを予測し予防する意識が希薄であったといわざるを得ず、本件ビーチにおける海水浴についても、その危険性の有無及びその程度について特に事前に調査確認することなく、生徒の安全を確保するために留意すべき事項についても特段すり合わせは行われていなかった。

このようなフランス語科全体における危機管理意識の不十分性が本件ビーチにおける A 教諭ら 2 名の前記 2 のような認識不足につながり、事故発生の要因の 1 つとなったと考えられる。

5 暁星学園における危機管理意識・危機管理体制の不十分性

前記第 2 の 5(3)ア及び同イのとおり、暁星高校は、本件事故時点において、学校保健安全法上その作成が義務付けられている学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定していなかった。そして、暁星高校においては、安全教育や安全管理を横断的かつ統一的に担当する部署もなく、教職員への校内研修、生徒への安全教育、学校の施設等に対する安全管理も限定的であり不十分であった。

また、いずれも 2021 年 4 月に校長や教頭に就任した甲校長及び F 教頭においては、校長や教頭として求められる知識（学校安全に関するものを含む。）が必ずしも十分ではないことに対する不安を感じつつも、然るべき研修等を通じて当該不安を解消することもできないまま、日々の職務に当たっていたものである。

さらに、前記第 2 の 2(1)のとおり、暁星学園においては長年にわたり、フランス語語学研修を含む語学研修については暁星高校主催の研修ではなく、フランス語科や英語科が独自に実施する活動であるという位置付けのまま実施されてきた。そして、当該位置付け自体は英語科からの要望もあって、本件研修から暁星高校主催に変更されたものの、フランス語語学研修はフランス語に堪能であり、かつフランスに精通している教員が実施しているという認識のもと、フランス語科、更言えばその引率教員に任せ切りであるという実態については何ら変更されていなかった。すなわち、2023 年研修において市バス同士の事故があったにもかかわらず、乙理事長、甲校長及び F 教頭は、A 教諭が提出した 2024 年 11 月 18 日付け「フランス語語学研修 2025 年度実施計画」に関して実質的な協議等を行うことなく了承し、教職員会議等において本件研修に関する議論を行うこともなく、G 教頭も含めて簡単に本件研修のしおりに目を通すにとどまった。本来であれば、学校主催とする以上、学校の責任の下で語学研修を実施するのであるから、生徒たちの生命を預かるという観点から、研修の全行程について問題点の検討をするべきであったが、そうした検討はなされず、本件研修実施前にどういったことに留意すべきかといった具体的な注意も行わなかったものである。

以上のとおり、暁星学園における危機管理意識・危機管理体制の不十分性は深刻なレベルであったといわざるを得ず、このような危機管理意識・危機管理体制の不十分性ゆえに、本件研修に関す

るリスクアセスメントについては全く行われることがなかった。それゆえ、引率教員である A 教諭ら 2 名においても、本件ビーチにおける海水浴の危険性の認識に至らず、その結果、前記 2 のように浮き島へ行くかどうか等の判断を生徒自身に委ねてしまうこととなった。加えて、生徒においても体系的な安全教育を受けることができていなかった結果、被害生徒を含む多くの生徒が、プールと海（波、潮の流れ、水深等）の違いや危険性を正しく予測・評価できずに単独で浮き島を目指すという危険な行為に及んでしまった。その結果、溺れかけたり途中で引き返す生徒がいただけにとどまらず、被害生徒においては大変残念ながら、本件事故という形で当該危険が顕在化してしまったとみるべきである。

第 4. 学校事故防止への提言

当委員会は、暁星高校に対して、同校において本件事故のような痛ましい事故が二度と繰り返されないようにするために、以下のような方策を講じることを提言する。

内容は網羅的かつ実践的である上、求めるレベルも現状からみると相当程度高度なものとなっているので、これらの方策を実現するためには、段階を追って実現を目指していただきたい。そのためにはまず、基本枠組みである後記 1 及び 2 の措置を早急に講じていく必要があり、その上で、これらの措置を通じて選任・設置された学校安全の中核となる教員（以下、この提言では「学校安全中核教員」という。）や学校安全の担当部署が基軸となって、後記 3～5 の措置を速やかに、かつ確実に実施していく必要があると考えている。また、後記 6 は、後記 1～5 の総論に対する各論として、本件語学研修のような研修旅行等についての再発防止策として考えられるものを具体的に列挙したものである。

なお、これらの学校安全体制が整備され、長期にわたり形骸化せず確実に実施されるためには、暁星高校の学校安全が着実に実行されているかどうかをモニタリングする必要があり、そのためには暁星学園の理事会や監事、評議員会、あるいは外部有識者によるモニタリング体制の構築も検討課題であることを付言しておきたい。

1 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・修正・運用

前記第 2 の 5(3)ア及び同イのように、暁星高校では学校安全計画が策定されておらず、本件事故以前は危機管理マニュアルの策定も不十分であった。学校保健安全法においては、学校安全計画の策定と実施及び危機管理マニュアル（危険等発生時対処要領）の策定と教職員への周知が学校に義務付けられているところ、暁星高校は、これらの義務を果たすために、以下の対策を講じる必要がある（2026 年度については、たとえ年度途中であったとしても、学校安全計画等の立案・実施を含め、速やかに対策を講じていく必要がある。）。

- ①校長は、校務分掌において学校安全の中核となる教員を位置付け³⁴、学校安全計画と危機管理マニュアルの策定を確実に行う。なお、学校安全中核教員については、校長及び教頭以外の教員を充てる。
- ②学校安全中核教員は、毎年度末には学校安全計画の見直しを行い、次年度の学校安全計画を立案する。立案した学校安全計画については教職員会議で承認を受け、年度初めから確実に実施する。
- ③危機管理マニュアルについても、学校安全中核教員が立案し、教職員会議にて承認を得る。
- ④危機管理マニュアルを教職員に周知するため、毎年度初めには全教職員が確認する機会を設け、必要に応じて危機管理マニュアルの実効性を高めるための研修、訓練を行う。
- ⑤危機管理マニュアルには、学校安全の3領域（生活安全、交通安全、災害安全）を含むものとする。また、校外学習など校地外での活動については、その作成を必要としない³⁵特段の事情が認められない限り、活動内で想定される事故・事件に応じたマニュアルを別途作成する。
- ⑥危機管理マニュアルの評価、見直しを、「学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン」³⁶を用いて行う。

2 安全教育・安全管理を横断的かつ統一的に統括する部署の設置

学校安全を組織的に推進するためには、校内に教職員による担当部署の設置が必要である。具体的には、次のような対策が求められる。

- ①校内学校安全委員会ないし学校安全部を設置すべきであり、校長等の管理職、学校安全中核教員はもちろん、学年主任、教務主任、養護教諭などが参加する教員主体の組織とする必要がある。
- ②当該担当部署においては、学校安全中核教員が立案した学校安全計画及び危機管理マニュアルの素案を検討するほか、学校行事、校外学習、課外活動等に関する安全教育と安全管理、さらには教職員を対象とした研修等について定期的に話し合う。そして、その話し合った結果については、教職員会議において全教職員へ周知することとする。
- ③担当部署の委員となった者は、積極的に学外で開催される研修に参加する。

3 校長や教頭を含む全教職員に対する危機管理研修の充実

「第3次学校安全の推進に関する計画」³⁶では、学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実が求められており、同7頁は、「学校安全の中核を担う教職員に対する研修のみならず、校長を対象とする学校安全に関する研修を必修とするなど、一層の充実を図らなければならない。」こと

³⁴ 文部科学省「第3次学校安全の推進に関する計画」7頁

³⁵ 文部科学省「学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン」

³⁶ <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/data-3/3keikaku-zenbun.pdf>

を提言している。具体的には、次のような取組が挙げられる。

- ①独立行政法人教職員支援機構が毎年実施している学校安全指導者養成研修³⁷や、文部科学省が実施している学校安全実践力向上セミナーに管理職及び学校安全中核教員が参加できるように計画する。
- ②全教職員が研修を受けられるように「教職員のための学校安全 e-ラーニング」³⁸を活用する。
- ③「学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン」に掲載された「学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集」を校内研修、訓練で活用する。

4 ヒヤリハット事例等の全学的な引継ぎ・共有体制の構築

前記第2の1(3)イのとおり、過去のフランス語語学研修においては、複数のトラブルやヒヤリハットが発生していたものの、適切な引継ぎが行われたり、網羅的に共有されていなかった。前述の「第3次学校安全の推進に関する計画」19頁は、「過去に発生した事件・事故や災害はもとより、重大な事故等に至らなかったもののその可能性があったと考えられる事例も教訓として、類似の事故等の再発を防ぐことは重要である。事故等の再発防止には、他の事例から学び、それを未然に防ごうとする関係者の意識や具体的な行動が伴わなければならない。」としている。

このことから、次のような取組が必要である。

- ①校地内外を問わず、学校の管理下で発生した事故等については、たとえ被害がないヒヤリハットであっても必ず管理職へ報告し、教職員間で情報を共有する。同様の活動を他の教員が担当する場合は、過去の事故事例、ヒヤリハット事例と対策に関する情報を必ず引き継ぐ。
- ②ヒヤリハット事例等がなぜ発生したか、またどうすれば発生を防げるかを検討し、危機管理マニュアルの見直しに役立たせる。
- ③自校の事例だけではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センターが公開している「学校等事故事例検索データベース」³⁹を活用して、他校で起きた事例は自校でも起き得ることを想定し、事故の発生を未然に防ぐよう努める。

5 暁星学園全体における生徒に対する危険予測・回避のための必要十分な安全教育の実施

中学生、高校生の時期においては、特に生徒自身が危険を予測し、適切かつ迅速に危険を回避する能力を育成する必要がある。安全教育は特定の教科で学ぶものではないので、カリキュラムマネジメントに基づいて、学校安全計画中に安全教育を的確に位置付ける必要がある。

- ①各教科の主任が集まり、それぞれの教科での安全に関わる学習内容について情報を共有し、それを学校安全計画に盛り込む。

³⁷ <https://www.nits.go.jp/training/102/014.html>

³⁸ <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>

³⁹ https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

- ②学校行事や校外学習の前には、想定される危険について生徒が学習する機会を設定する。
- ③保護者から、生徒を取り巻く事故、事件についての意見や要望を聴取し、安全教育へ反映させる。

なお、次のような取組も積極的に検討すべきである。

- ④旅行会社を通じて修学旅行や海外研修などを実施する場合は、旅行会社からも経路や目的地における事故、事件の危険について情報を収集した上で、生徒に対して情報提供を行う。
- ⑤生徒自身が学校行事等に伴う危険について十分理解し、適切に危険予測、回避できることを教師は評価し、不十分であれば再度指導を行う。

6 研修旅行・修学旅行等における事故防止対策

今回の語学研修中の事故を受け、同様の教育活動での事故再発防止策について提言する。

以下の項目については、研修を担当する教科等の教員だけではなく、教職員会議での確認を行い、全教員の下承を得た上で活動を実施することが肝要である。

- ①利用する旅行会社については、教育活動での生徒の安全対策を確実に講じることができる旅行会社等を選択する。
- ②活動場所の危険については、旅行会社等に確認を依頼し、事前に情報を得る。
- ③たとえ過去に同じ場所で行った経験がある場合でも、周囲の環境の変化等が想定されるため、その年の教育活動前には複数の教職員による事前踏査を行う。仮にこのような事前踏査が困難である場合は、該当地域に在住している関係者に直接安全確認を依頼する等、周囲の環境の変化等が生じていないかを確認し、危険の除去又は低減を行う。
- ④レクリエーションを含めた教育活動そのものにも危険がないかどうか確認する。
- ⑤研修場所及びその周辺での危険を抽出し、危険を除去又は低減するための具体的な方法を検討・提示する。
- ⑥緊急時において、生徒を救助・救命することが可能な場所であることを確認する。
- ⑦引率教員は、どのような危険が想定されるかに応じて、緊急時には生徒を確実に救助・救命できるように、止血や心肺蘇生等の応急措置を行うスキルを確実に身につける。例えば、海水浴を行う場合、もし現場において教員による救助・救命が困難である場合は、ライフセーバーの配置（ライフセーバーの配置されているビーチの選択を含む）又は浮き具（ライフジャケットの着用を含む。）の利用の義務付けのほか、教員による救助・救命が可能な範囲における遊泳範囲の限定等を行い、危険の除去又は低減を行う。
- ⑧傷病者が発生した場合に、迅速に医療機関に搬送できることを確認する。
- ⑨危険が除去又は十分に低減できない場合は、その場所での活動を中止することとし、このような判断は保守的に行う必要がある。
- ⑩引率教員は、以上の危機管理についての役割分担を明確にし、その内容を事前に管理職へ報告

しておく。

⑪海外研修等のように保護者への事前説明会を実施する際は、想定される事故の危険性について必ず説明を行う。また併せて、研修期間中の事故防止対策及び事故が発生した場合の対応についても事前に説明を行う。

⑫保護者は、学校からの上記⑪のような危険に関する説明を十分理解した上で、生徒の参加・不参加の判断を行うこととし、学校は、保護者から、当該危険を理解した上で参加する旨が記載された参加同意書の提出を求める（ただし、当該参加同意書の提出は、必ずしも学校側の免責を生じさせるものではないことに留意する必要がある、引率教員においては、当該参加同意書が提出されていたとしても、生徒の安全が害された場合、原則として学校側に責任が生じることを念頭に行動するよう徹底する必要がある。）。

第5. 本調査に関する報告

1 学校関係者への報告

当委員会は、暁星学園に対し、本報告書をもって、本調査の結果、本件事故の発生要因及び学校事故防止への提言について報告するものである。

なお、当委員会は、前記第1の7(2)のヒアリングを実施した後、ヒアリング対象者それぞれについて、ヒアリング結果報告書を作成している。もっとも、当委員会は、本件事故の真相を究明すべく、ヒアリングの実施に先立ち、各生徒に対し、生徒がヒアリング時に述べたことは暁星学園を含め外部には明らかにしない旨を保証した上で、ヒアリングを実施した。また、各生徒、各教諭がどういったことを述べているかが具体的に明らかになる事態は必ずしも適切であるとはいえないことから、これらのヒアリング結果報告書については本報告書への添付を控えることとする。

ただし、ヒアリングに協力してくれた生徒の中には、少数ながら、学校に伝えてほしいこととして次のような趣旨を述べた生徒がいたので、参考までにお伝えする。

- 1 研修旅行の途中に、学校から詳しい事情の説明もなく、カンヌでの滞在を途中で打ち切って帰国することとされ、楽しみにしていた機会を奪われたことに強い不満を感じている。
- 2 本件事故については、引率教員もある程度リスクのある中で最大限の努力をしてくれていたと思う。被害生徒もこの研修旅行をととても楽しみにしていたので、本件事故を契機にこの研修旅行をなくしてしまうことは望んでいないと思う。研修旅行については、十分な安全対策を講じた上で、来年以降もこの企画を続けてほしい。

2 本報告書の公表及び国への報告

当委員会としては、当委員会が被害生徒保護者からの要望に基づき設置されたこと等の経緯に照らすと、少なくとも被害生徒保護者に対しては本報告書を開示すべきであると考えている。

もつとも、実際に本報告書を開示するかどうか、及び仮に開示するとしてもその範囲をどうするのかについては、暁星学園が今後、被害生徒保護者等と協議しながら決定すべき事項であると思料する。

なお、暁星学園及び暁星高校においては、文科省指針 19 頁及び 37 頁のとおり、都道府県等担当課（東京都の場合は、生活文化局）を通じて、国（文部科学省）へ本報告書を提出する必要があることを念のため申し添える。

3 本報告書のウェブサイト掲載の有無

本報告書を暁星学園等のウェブサイトに掲載するかどうかについても、暁星学園が今後、被害生徒保護者等と協議しながら決定すべき事項であると思料する。

第 6. 参考資料

- 1 9 月報告（2025 年 7 月 フランス語学研修中の海難事故についての報告）
- 2 本件診療情報提供書（株式会社翻訳センターによる日本語への翻訳済みのもの）

以 上

別紙 1（本件研修に参加した生徒 20 名のリスト）

番号	学年	氏 名
1	高校 1 年	生徒■
2	高校 1 年	生徒■
3	高校 1 年	生徒■
4	高校 1 年	生徒■
5	高校 1 年	生徒■
6	高校 1 年	生徒■
7	高校 1 年	生徒■
8	高校 1 年	生徒■
9	高校 1 年	生徒■
10	高校 1 年	生徒■
11	高校 1 年	生徒■
12	高校 1 年	被害生徒
13	高校 2 年	生徒■
14	高校 2 年	生徒■
15	高校 2 年	生徒■
16	高校 2 年	生徒■
17	高校 2 年	生徒■
18	高校 2 年	生徒■
19	高校 2 年	生徒■
20	高校 2 年	生徒■

別紙2（ヒアリング実施状況）

番号	ヒアリング日	ヒアリング実施者	ヒアリング対象者
1	2026年1月26日	荒井 勉	生徒■
2	2026年1月26日	関根 久美子	生徒■
3	2026年1月26日	荒井 勉	生徒■
4	2026年1月26日	関根 久美子	生徒■
5	2026年1月26日	荒井 勉	生徒■
6	2026年1月26日	関根 久美子	生徒■
7	2026年1月28日	大寺 正史	生徒■
8	2026年1月28日	大寺 正史	生徒■
9	2026年1月28日	荒井 勉	生徒■
10	2026年1月28日	大寺 正史	生徒■
11	2026年1月28日	荒井 勉	生徒■
12	2026年1月29日	荒井 勉、関根 久美子、大寺 正史	生徒■
13	2026年1月29日	荒井 勉、関根 久美子、大寺 正史	生徒■
14	2026年1月30日	関根 久美子	生徒■
15	2026年1月30日	大寺 正史	生徒■
16	2026年1月30日	関根 久美子、大寺 正史	生徒■
17	2026年2月3日	大寺 正史	生徒■
18	2026年2月16日	荒井 勉、渡邊 正樹、関根 久美子、大寺 正史	D教諭
19	2026年2月16日	荒井 勉、渡邊 正樹、関根 久美子、大寺 正史	C教諭
20	2026年2月20日	荒井 勉、渡邊 正樹、関根 久美子、大寺 正史	B教諭
21	2026年2月20日	荒井 勉、渡邊 正樹、関根 久美子、大寺 正史	A教諭
22	2026年3月26日	荒井 勉、渡邊 正樹、関根 久美子、大寺 正史	甲校長
23	2026年3月26日	荒井 勉、渡邊 正樹、関根 久美子、大寺 正史	G教頭
24	2026年3月26日	荒井 勉、渡邊 正樹、関根 久美子、大寺 正史	F教頭
25	2026年4月6日	荒井 勉、渡邊 正樹、関根 久美子、大寺 正史	Y氏

別紙3（2025 年 7 月 22 日（フランス時間）以降の経緯、対応）

2025 年 7 月 フランス語学研修中の海難事故についての報告

2025 年 9 月 12 日

暁星中学高等学校

【はじめに】

学校内の教育活動中に、尊い一人の生徒の命が失われるという痛切な事態を、今後、二度と生じせしめないために、その原因・経緯・課題点などを、本報告としてまとめ、今後の教育活動の礎として活かしていく必要があるという認識のもと、取りまとめ等については、関係者各位の意見等に謙虚に耳を傾け、多くの視点からの真摯な報告書として作成されるべきものである。

以下については、2025 年 9 月 12 日現在、学校が把握している事故に関する経緯などをまとめたものである。今後、関係者と、見落とし、誤認などがないか、言及が不足している点などがないかについて真摯に協議し、必要な場合は加筆・修正などを重ね、より精度の高いものにしていくべきものである。従って、今後本報告書の内容は、必要に応じて変更等が加えられることがある。

事故発生時の報告については、以下の手順で作成している。

1. 本研修参加生徒 20 名のうち、被害生徒を除く 19 名から、当日の海での行動などについて、事故発生後に現地で聞き取りを引率教員が行っている。
2. 1 の内容を、引率教員及び管理職で精査し、時系列に組み直すなどして、事故発生時の生徒たちの動きなどの全体像の把握を試みた。
3. 事故調査とは別の主旨で行った参加生徒たちへの帰国後のカウンセリングにおいて、1 以外の情報があるかについてカウンセリング担当者から確認を行った。

3 を通じては 1 の内容との齟齬はないとの報告であった。また 2 の作業を通じて、海水浴中の行動について、つじつまの合わないところはなく、生徒たちによる何かしらの隠蔽・虚偽の報告はないものと判断でき、1・2 の作業及び引率教員のメモなど通じて、別添「経緯について」の作成を行った。

尚、現地では、警察その他の公的機関による事故経緯に関する詳細な聞き取りなどは、生徒及び引率教員に対して行われておらず、公的な調査などは現時点で入手出来ていない。

繰り返しになるが、現段階では、生徒たちの聞き取りを複合的に組み合わせて報告書は作成されている。視点の欠如などについては、今後の関係各位の指摘を受け、必要があれば本稿に追記・訂正など誠意をもって対応していく。

【当日の経緯について】

2025 年 7 月 21 日 Plage du Midi #17 付近

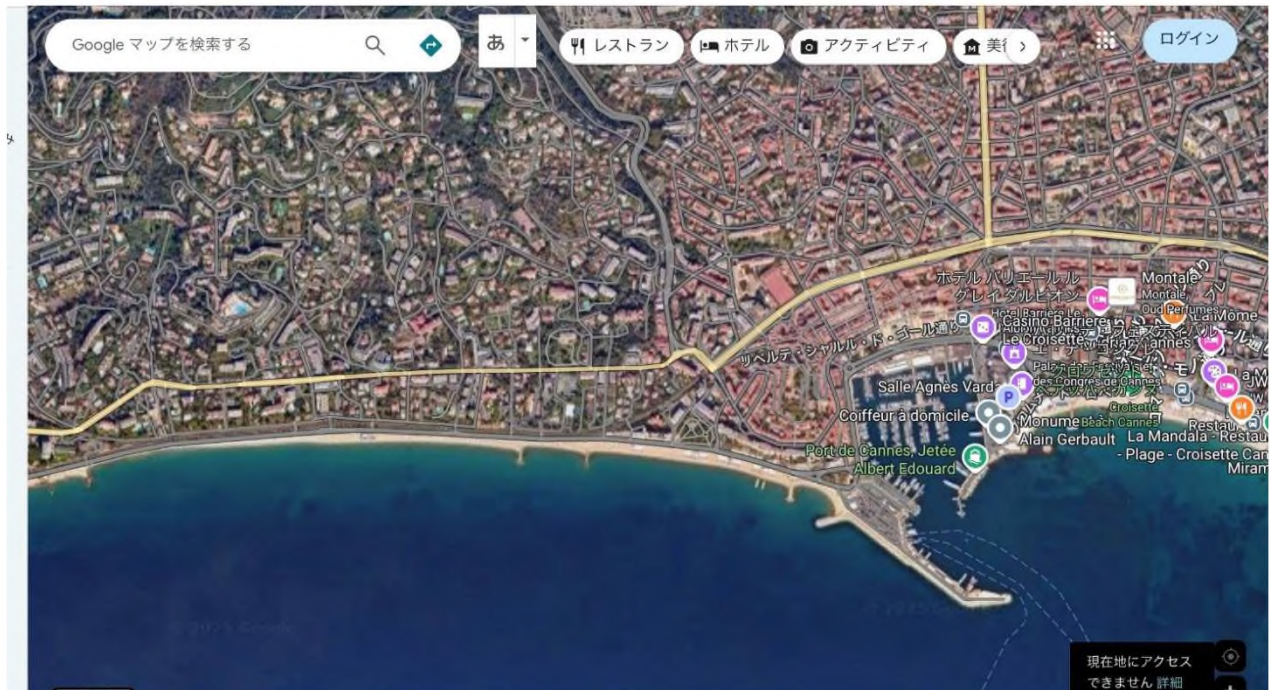
【写真 1】 カンヌ市地図

2025 年 7 月 21 日 18 : 00 カンヌ市の気象条件

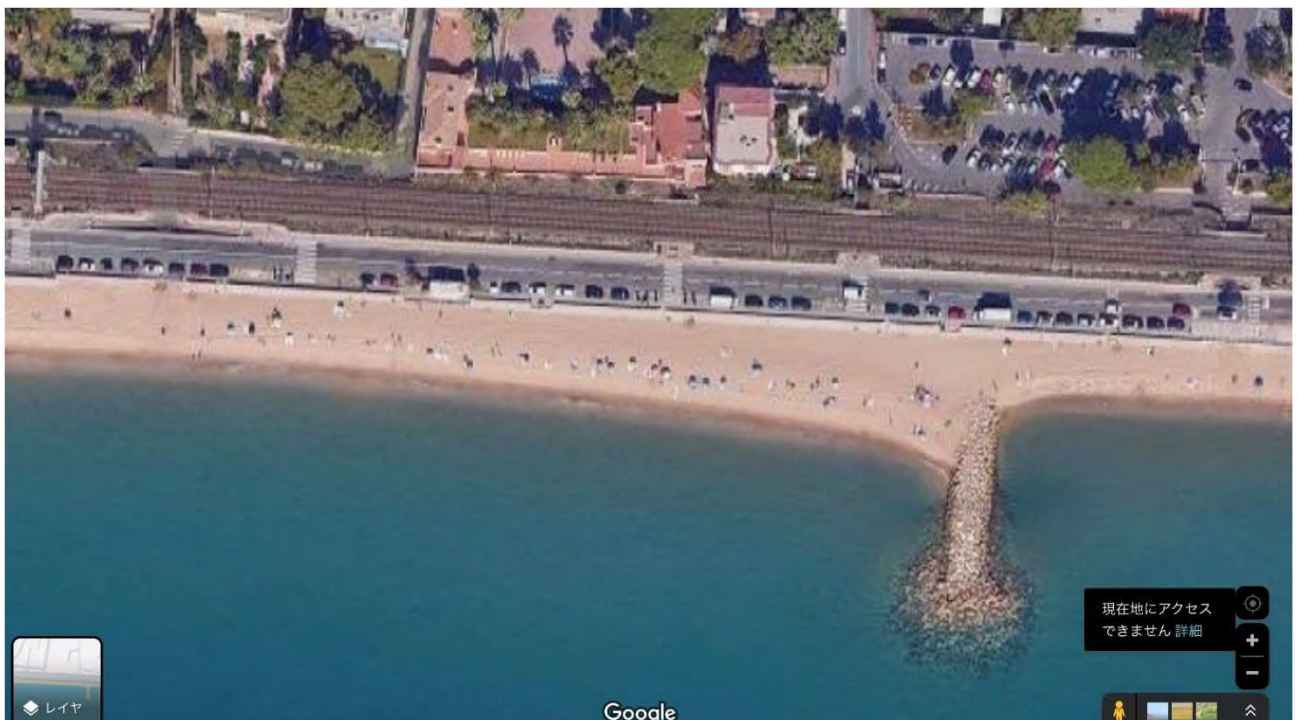
気温 26℃ 体感温度 27℃

風速 4.0m/s 最大瞬間風速 8.0m/s

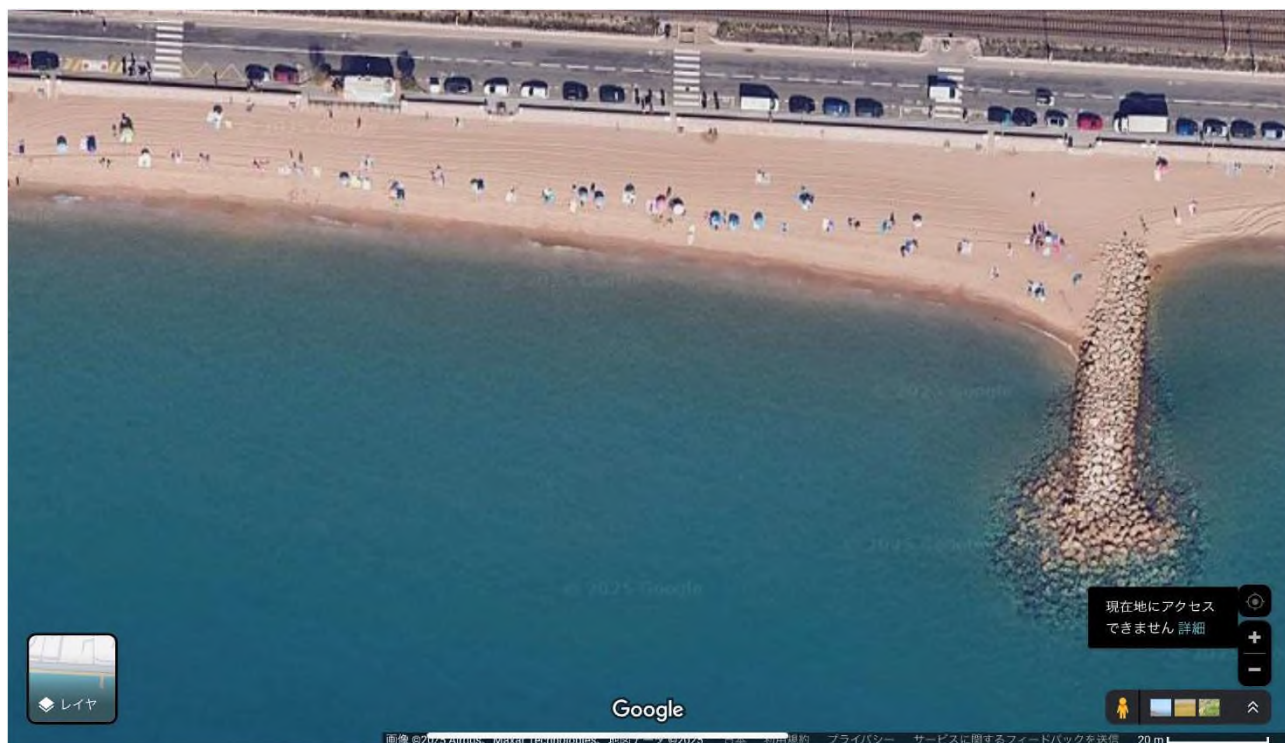
波浪 0.4m (ventusky による)



【写真 2】 Plage du Midi #17 付近



【写真3】 Plage du Midi #17 付近



【写真4】 「浮き島」(下段：拡大)



フランス語学研修旅行 7月21日 夕刻の動き

・生徒については■～■のアルファベットで表記
・A・B両引率教員についてはそのまま

全体の動き		被害生徒の動き	
17:05	海水浴に向け、学校出発	17:05	
*1 17:10	ビーチ到着 (Plage du Midi #17付近)	17:10	
～	拠点設営・着替え・荷物整理	～	海に入らずにいた *2
17:15		17:15	
～	高1:波打ち際で波乗り 高2:ビーチサッカーのゴール作り	～	足がつくギリギリのあたりまで海に入った *3
17:25		17:25	
～	浮島を目指す L集団①: ■・■・■・■・■の順	～	浮島を目指す L集団②: ■・■ (途中で戻る)・被害生徒の順 *4
17:30	浮島到着 集団①②の到着順は、	17:30	
～	1. ■・■、2. ■・■、 3. ■、4. ■の順	～	浮島にたどり着く前に、溺れる
*5 17:35		17:35	
～	■が一人で浮島を後にする	～	防波堤付近まで流される
*6 17:40		17:40	
～	■が海水浴客に助けられる	～	被害生徒を海水浴客が発見し、現地警察に通報 現地警察より、ライフガードに連絡
17:45		17:45	
～	■が拠点 (荷物置き場)に戻る	～	救急車要請、ライフガードによる救命活動
17:50		17:50	
～	■は拠点にて、休憩 (様子見)	～	
*7 18:00	■、■に手を借りて、Aが■を救護室まで連れに拠点を離れる。	*7 18:00	現地警察より人数確認を求められる
		18:03	被害生徒の不在をBが確認、生徒たちに拠点での待機の指示を出し、警察と救護活動現場に向かう
*8 18:04	道すがら、Aが以下の2点を確認。 ①救護活動が行われていること (この時点で、被救護者が被害生徒であるという認識はなし) ②救急車とすれ違う	*9 18:05	救急車到着
*10 18:09	Aが救護所に到着 (ライフガード不在のため、付近の警察官に助力を求める)	18:10	救護活動現場にBが到着、被害生徒を確認
18:15	Aが救護活動場所付近にいたBと合流し、報告を受ける		

*1 ■の撮影した写真のタイムスタンプより

- *2 ■: 荷物をテントにおいて最初は海に入らずに少し眺めていた。この時、被害生徒も海に入らずにいた気がする。
- *3 ■: テントに荷物を置き、最初、足がつくギリギリぐらいのところまで海に入った。この時、被害生徒と■と一緒にいた。
■: ■、■、■、■、被害生徒が泳いでいるのをビーチで追っていた。彼らが泳いでいた地点は、浮島までの半分より少し手前。
- *4 ■: 20分も経たない程度経過した頃、被害生徒が浮島に行こうとしているのを目撃する。周りには誰もいなかったように記憶している。
- *5 ■: 5～10分程度浮島にいるが、揺れに酔い始めたので、1人でビーチまで戻ろうと泳ぎ始める。この時、浮島に行く際に使用したビート板を足を痛めたと主張する■に渡す。波がビーチ側に流れていたため、ビート板無しでも大丈夫であろうと過信した。
- *6 ■: 10～15mぐらい泳いだ地点で、なかなか進まない状態になった。海水を飲み込み、危ないと感じて、日本語で助けを求めたところ、3、4名の外国人が助けてくれ、ビーチまで運んでくれた。
- *7 救護室到着(*10)より10分程度前
現地警察からの人数確認は、A先生出発直後。ほぼ同時刻。
- *8 救護室到着(*10)より5分程度前
- *9 A先生が救急車とすれ違った(*8)直後。

・上記表において黒字の時刻は、赤字の時刻より推測した時刻である。

*10 Aが救護室に到着した時刻を記憶している

【事故の原因について】

海水浴という事故の発生の可能性または発生した場合の事態の深刻さに対しての、学校全体の認識不足が原因としてあげられる。

仏語の語学研修は、本校において長年にわたって実施されてきた本校を特徴づける活動の一つである。フランスに関して知見が豊富な仏語教員を中心に計画、実施されていた。

午前中の語学研修が終わった研修以外の午後の活動部分について、担当者の裁量で、市内の散策、買い物、美術館や文化財の見学など、生徒たちの興味関心、更に現地の天候や生徒たちの体調面を考慮しながら実施してきた経緯がある。

その中で、海水浴も、それらの活動と並列に扱われ、より慎重、丁寧な準備や注意喚起が必要であるにも関わらず、気軽に行うレクリエーションの1つとして位置づけられてしまっていることに関して適切な管理ができていなかった。

今回の事故が、偶発的に起きたアクシデントとして特殊事例として認識するのではなく、長年にわたる慣例の中、いつ起きていてもおかしくはなかったものとして受け止める必要がある。

【再発防止に関して】

現在行われている教育活動全般について、今一度安全面の観点から点検を行う。殊に今回の事故についてしっかりと検証を行うと同時に、海水浴を含め、水泳などの活動についての指針を早急に作成し、学校全体で共有及び徹底を図っていく必要がある。(現在、作成中)

教育活動の全般について、問題として顕在化していないが、重大な事態の発生につながる可能性がある事例(「ヒヤリハット」)の洗い出しを行う。

過去、事故が起きていないことを根拠とするのではなく、改めて安全が担保された活動であるのかについて、教職員全体でチェックすることが必要であり、そのために、手順などについて明文化された指針・マニュアルも必要である。また、環境の変化など(夏の高温や突発的な雷雨などの天候の変化など)によって、既存のマニュアルなどが現状に即して、活動の安全の担保に資するものであるかなどの大規模な検討を学校全体で行う必要がある。

その際、「ヒヤリハット」の声を吸い上げる仕組みの構築、教員間で言いづらい雰囲気などないかどうかを含め、更に保護者・生徒たちからの声を反映できるような姿勢や雰囲気、更にはシステムの構築についても真摯に取り組む必要がある。

個々の事例又は教育活動全般について、重大な事態に至ることを防ぐためのチェック体制及び明文化された再発防止策を早急に作成し、学校の教育活動の中で具現化していく必要がある。